

志 木 市

一般廃棄物処理基本計画

計画期間：令和5年度～令和14年度

- － 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の取組を通じた持続可能な資源循環型のまちづくり －

令和5年3月

目次

第1章	基本計画の概要	
1-1	目的	1
1-2	背景	1
1-3	位置付け	3
1-4	期間	4
1-5	対象	5
第2章	志木市の現状	
2-1	人口・世帯・産業	6
2-2	地理的、地形的、気候的特性	9
2-3	都市計画区域等の状況	10
第3章	ごみの処理	
3-1	ごみ処理の現状	12
3-2	過去5年間におけるごみ排出量の推移等	18
3-3	これまでの取組	24
3-4	今後の課題	25
3-5	今後に向けての基本的考え方	26
3-6	今後の具体的方針	27
3-7	ごみ処理量等の予測	28
3-8	数値目標	31
3-9	今後の取組	33
第4章	生活排水の処理	
4-1	生活排水処理の現状	37
4-2	今後に向けての基本的考え方	38
4-3	今後の具体的方針	39
4-4	今後の取組	39
第5章	基本計画の推進	
5-1	推進体制	40
5-2	計画の進行管理	40
5-3	役割分担と連携体制	40
資料1	関連する法律の概要	42
資料2	策定経過	46
資料3	志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会委員名簿	46
資料4	志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会条例	47

第1章 基本計画の概要

1-1 目的

この「志木市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例」第3条第2項に基づき、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めることを目的としています。

1-2 背景

近年における廃棄物に関する動向を概観しますと、まず平成27年9月の国連サミットにおいて、平成28年から令和12年までの国際目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」^注が示されました。この目標は、「環境面・経済面・社会面」の課題の全てに対応し、また、それらを調和させるものであり、17の目標とそれに付随する169のターゲットの一つとして「廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが掲げられています。

これを受けて我が国は、平成30年4月、SDGsの考え方を取り入れた「第5次環境基本計画」を閣議決定し、「経済」や「国土」などの分野に6点の重点戦略を設定しました。そして、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。その後、翌年の令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

このような流れを受け、埼玉県では、令和3年3月、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」（埼玉県食品ロス削減推進計画）を策定しました。その中で、廃棄物をめぐる社会情勢の変化や新たな課題に対応するとともに、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを明らかにしています。

一方、本市においては、平成25年3月に、令和4年度までの10年間を計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。同計画は「資源循環型のまちづくりの実現」を基本理念とするものであり、以来現在に至るまで、ごみの発生の抑制と資源化に取り組んできました。

※注

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。これらのゴールやターゲットは「持続可能な世界」を実現するための指標に用いられ、令和12年までに達成することを目標としています。

また、SDGsは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標とされ、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）をキーワードに、日本を含めた世界中で達成に向けた様々な取組が行われています。

（参考：外務省 SDGs ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>）

SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール



SDGs（持続可能な開発目標）の内容

	<p>【目標1】 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>
	<p>【目標2】 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
	<p>【目標3】 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
	<p>【目標4】 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>
	<p>【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>
	<p>【目標6】 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
	<p>【目標7】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。</p>
	<p>【目標8】 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>
	<p>【目標9】 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
	<p>【目標10】 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
	<p>【目標11】 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
	<p>【目標12】 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>



【目標 13】 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



【目標 14】 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



【目標 15】 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



【目標 16】 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



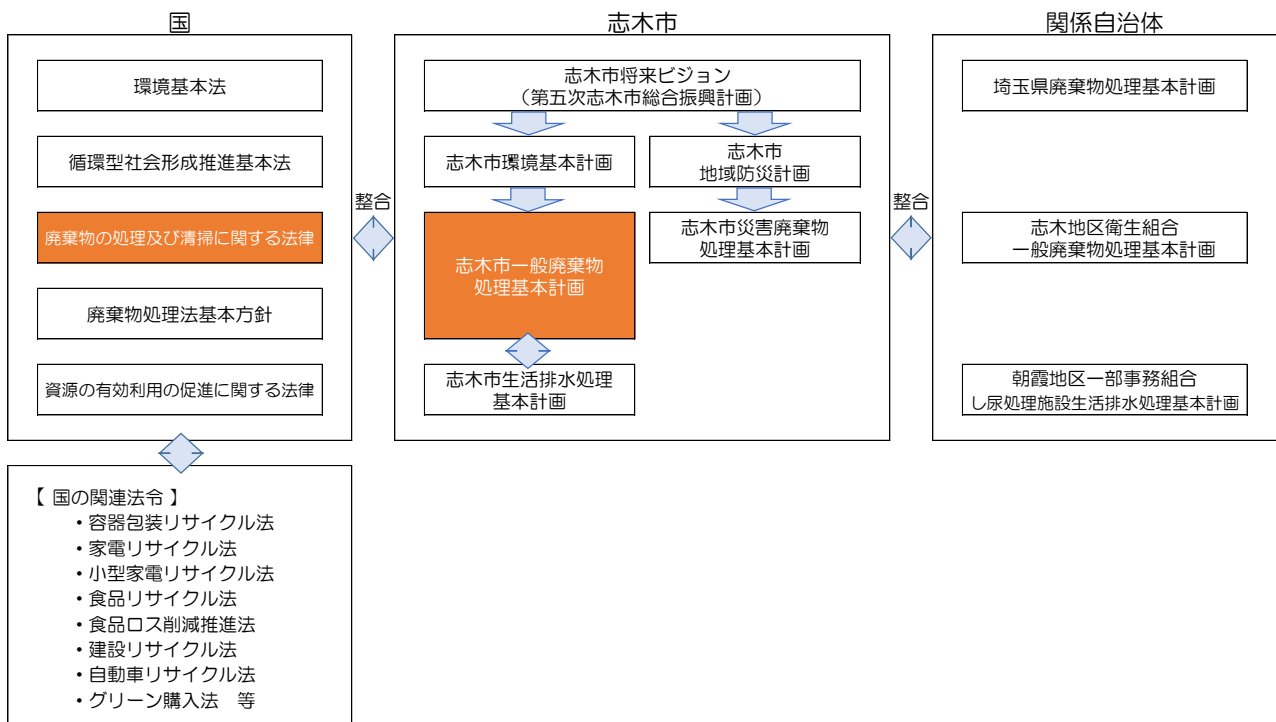
【目標 17】 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出展 / 国際連合広報センター

1 - 3 位置付け

この「志木市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び同法施行規則第1条の3により市区町村が定めることとされている基本計画です。本計画は、国、埼玉県及び志木地区衛生組合^{※1}が定める計画等との整合性を保ちつつ、長期的・総合的な観点で策定しており、本市における廃棄物行政の指針となるものです。また、本計画は、「循環型社会形成推進基本法」に基づく循環型社会^{※2}を構築していくために、ごみの減量化・資源化の取組を推進していくこととしています。

計画の位置付け



※注 1

志木地区衛生組合とは、昭和 39 年 6 月 1 日に設立された「志木市、新座市及び富士見市」の 3 市で構成される特別地方公共団体です。同組合は、一般廃棄物（家庭系ごみ及び事業系ごみ）の中間処理施設であり、現在、富士見環境センターと新座環境センターの 2 施設を保有しています。

※注 2

循環型社会とは、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に替わり、有限な資源を効率的に利用するとともに、リサイクルなどの循環的な利用により、持続可能な形で資源を利用していく社会です。

我が国では「循環型社会形成推進基本法」により循環型社会を推進しようとしています。まず、同法第 2 条では、循環型社会を、製品などが廃棄物になることを抑制し、廃棄物になった場合でも資源として循環的に利用し、利用できないものは廃棄物として適正に処分することによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ低く抑える社会としています。そして、廃棄物のうち有用なものを「循環資源」とし、できる限り循環的な利用をしていくこととしています。

また、同法第 5 条以下において、廃棄物については、1 発生抑制、2 再使用、3 再生利用、4 熱回収、5 適正処分するものとしています。これは、循環型社会にとって重要な「3R」の考え方とも通じるものです。

なお、本市では、この 3R に、Refuse（リフューズ 断る）を加えて、次の「4R」を「基本理念」としてごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

- Refuse（リフューズ 断る）・・・ ごみになる物を断りましょう。
- Reduce（リデュース 減量）・・・ 物を大切にし、ごみを減らしましょう。
- Reuse（リユース 再利用）・・・ 使える物は、繰り返し使用しましょう。
- Recycle（リサイクル 資源化）・・・ ごみを資源として、再利用しましょう。

1-4 期間

この「志木市一般廃棄物処理基本計画」は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間で計画期間とします。また、本計画は、5 年目である令和 9 年度を中間年度として計画の進捗状況の評価を行い、必要に応じて改訂します。

なお、社会経済情勢や廃棄物等に関する法律・制度等が大きく変化した場合には、中間年度以外であっても、必要に応じて改訂することとします。

計画期間

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
目標等設定	基準年度	計画策定年度	計画期間									
			計画開始年度				中間年度					計画最終年度

1-5 対象

この「志木市一般廃棄物処理基本計画」の対象は、市内で発生する「一般廃棄物」であり、具体的には次の3種類です。

(1) 家庭系ごみ^{注1}

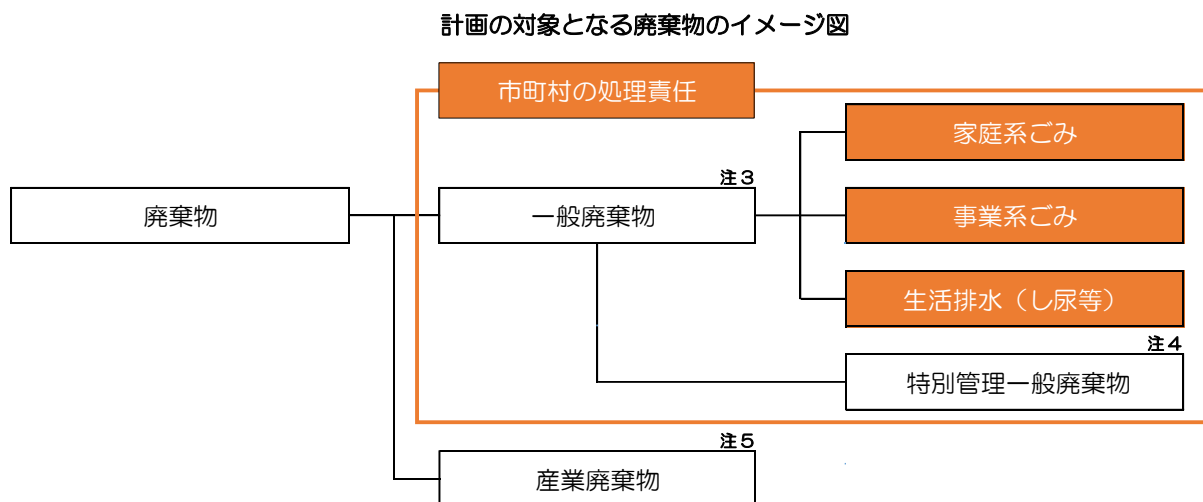
一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ。具体的には、本市が収集した可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみに集団回収^{注2}された資源ごみを加えたもの。

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物のうちの可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ

(3) 生活排水

一般家庭の日常生活に伴って生じた、し尿及び生活雑排水



※注1

環境省が毎年公表している「一般廃棄物処理実態調査結果（日本の廃棄物処理）」の「家庭排出ごみ（家庭系ごみ）」と本計画上の「家庭系ごみ」とは次のような関係にあります。

環境省調査結果の「家庭排出ごみ（家庭系ごみ）」＝ 可燃ごみ＋不燃ごみ＋粗大ごみ

本計画上の「家庭系ごみ」＝ 可燃ごみ＋不燃ごみ＋粗大ごみ＋資源ごみ＋集団回収された資源ごみ

※注2

「集団回収」とは、市民で構成される団体が、家庭から出る古紙などの資源物を自主的に回収し、回収事業者に引き渡すリサイクル活動をいいます。

なお、本計画では本市の「志木市元気の出るまちづくり活動報奨金制度」において回収された資源物を対象とします。

※注3

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系ごみのほか、産業廃棄物以外の事業系ごみや、生活排水（し尿等）、特別管理一般廃棄物を指します。

※注4

特別管理一般廃棄物とは、事業系ごみのうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に関わる被害を生じるおそれのある性状を有するものです。

※注5

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出される廃棄物であり、具体的には次のようなものです。

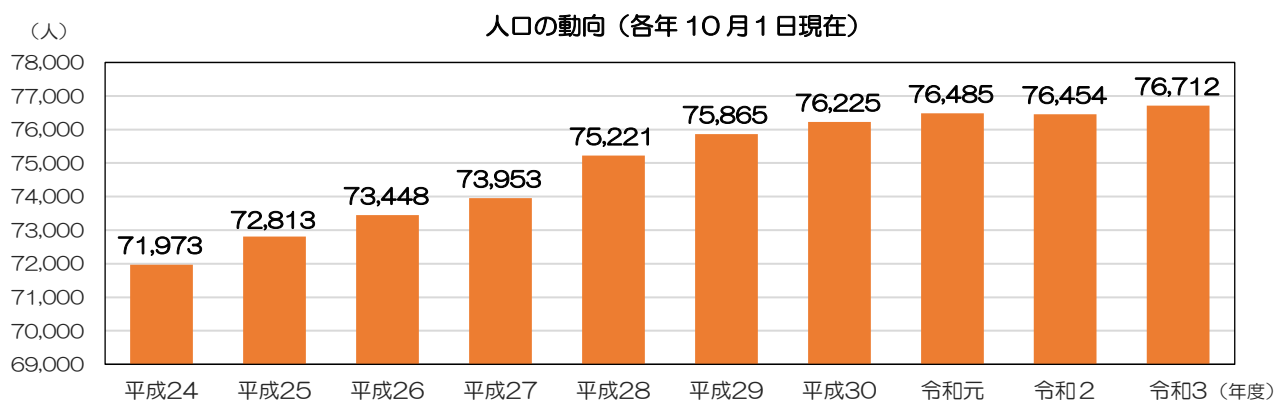
燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）の計20種類。

第2章 志木市の現状

2-1 人口・世帯・産業

(1) 人口の動向

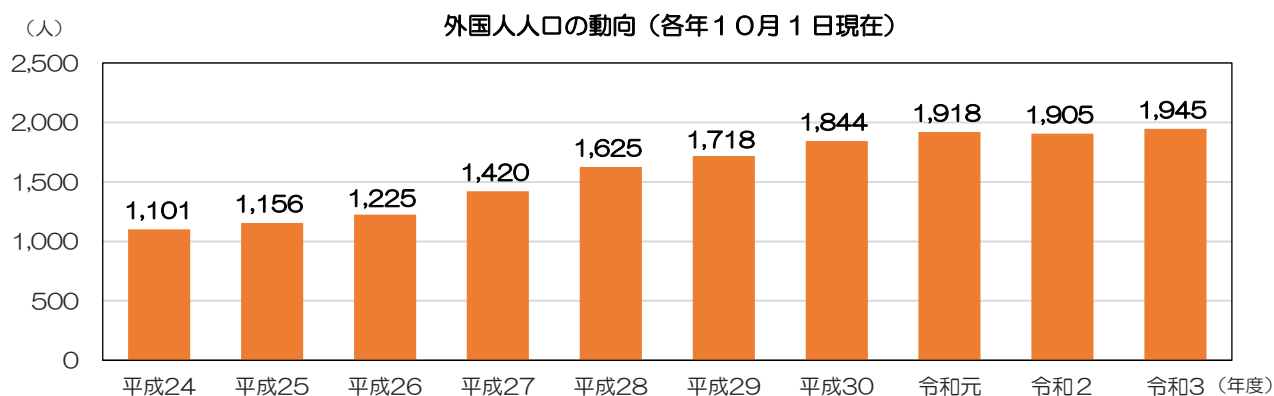
本市の人口は、令和3年10月1日時点で76,712人であり、平成24年度から過去10年間で4,739人（約6.6%）増加しています。



※本図は、各年10月1日現在の住民基本台帳人口（平成24年までは住民基本台帳人口及び外国人登録者数。平成25年以降は住民基本台帳人口）です。

(2) 外国人人口の動向

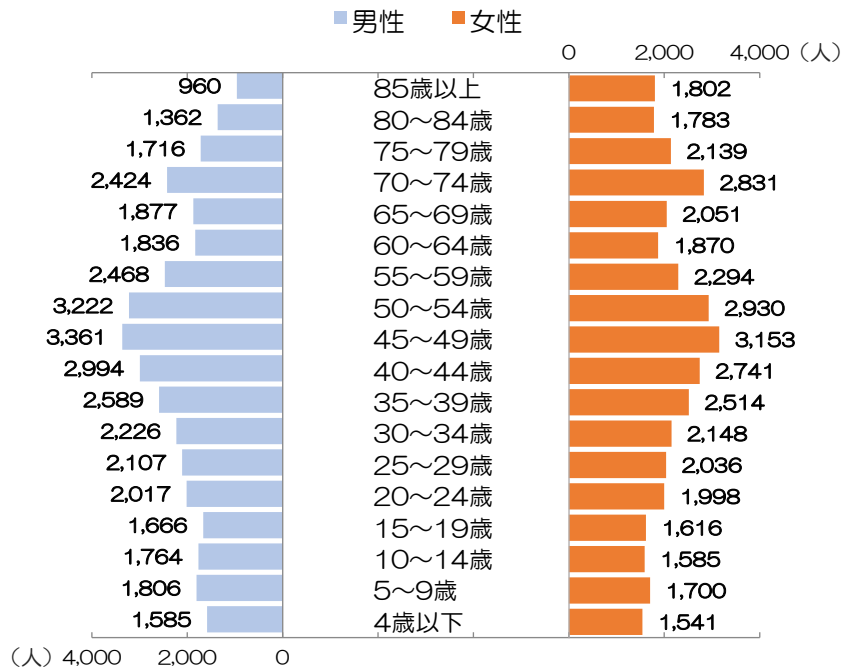
本市の外国人人口は、令和3年10月1日時点で1,945人であり、平成24年度から過去10年間で844人（約76.7%）増加しています。



(3) 年齢別人口構成

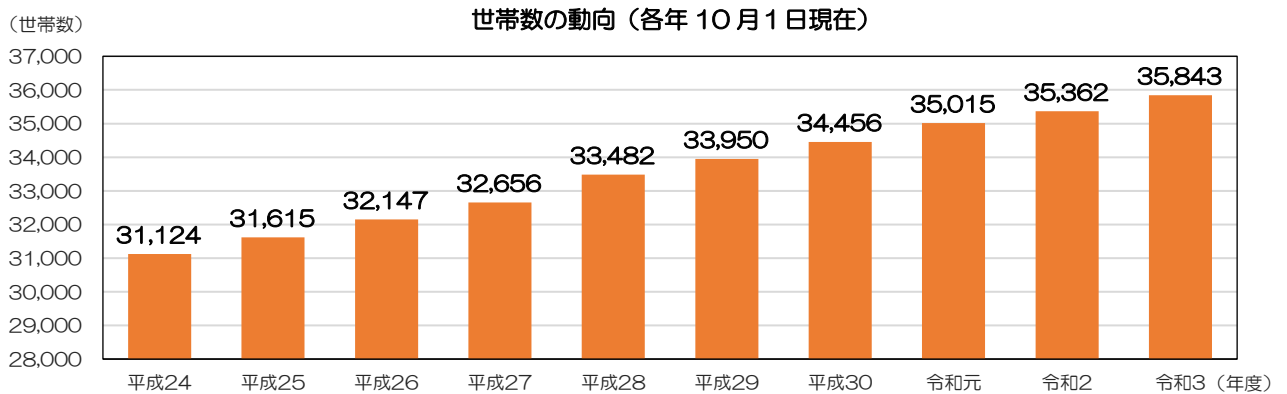
本市の年齢別人口構成は、令和3年10月1日現在で、年少人口（0歳から14歳まで）が9,981人、生産年齢人口（15歳から64歳まで）が47,786人、高齢人口（65歳以上）が18,945人となっています。

人口構成（令和3年10月1日現在）



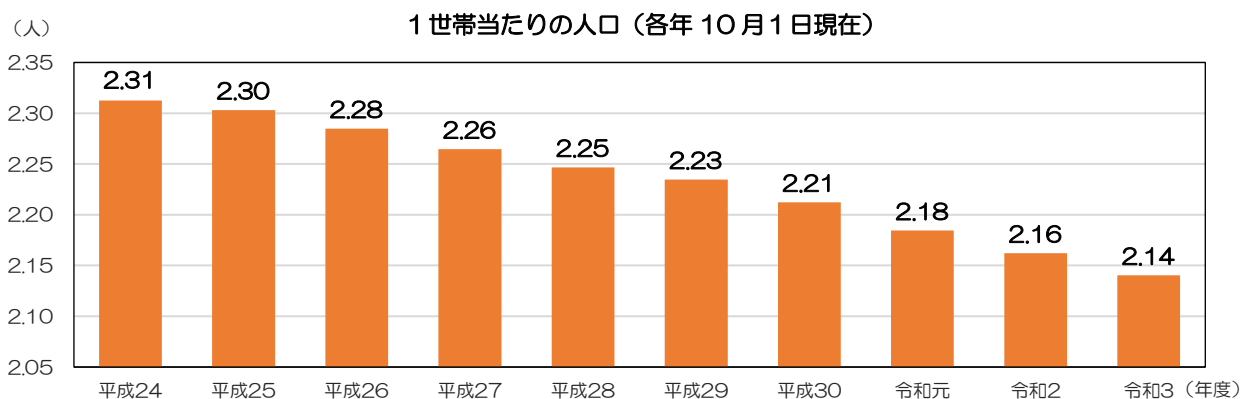
（4）世帯数の動向

本市の世帯数は、令和3年10月1日時点で35,843世帯となり、人口の増加とともに、平成24年度から過去10年間で4,719世帯（約15.2%）増加しています。



（5）1世帯当たりの人口

本市の1世帯当たりの人口数は、令和3年10月1日時点で2.14人となり、世帯数が増加する一方で、平成24年度から過去10年間で0.17人（約▲7.4%）減少しています。



(6) 人口動態

令和3年12月31日時点における本市の出生数は横ばい状態が続いており、死亡者数は増加傾向にあります。

人口動態（各年12月31日現在）

(単位：人)

項目	自然動態			社会動態			人口増加
	出生	死亡	自然増加	転入	転出	社会増加	
平成24年	583	528	55	4,610	3,687	923	978
25年	712	532	180	4,677	3,978	699	879
26年	689	524	165	4,288	3,897	391	556
27年	674	538	136	4,670	4,016	654	790
28年	688	627	61	5,173	3,996	1,177	1,238
29年	708	544	164	4,556	4,085	471	635
30年	684	646	38	4,314	4,105	209	247
令和元年	669	632	37	4,364	4,230	134	171
2年	583	661	△78	4,165	4,104	61	△17
3年	528	673	△145	4,279	3,996	283	138

(7) 産業

本市の民営事業所数は、経済センサスによると令和3年現在で1,992事業所に及びます。内訳は、第1次産業が4事業所、第2次産業が434事業所、第3次産業が1,554事業所となっています。また、その割合は、第1次産業が約0.2%、第2次産業が約21.8%、第3次産業が約78.0%です。

なお、事業所数及び従業員数は、ほぼ横ばい状態が続いています。

事業所数・従業員数の推移

(単位：事業所数・人)

項目	平成21年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	令和3年度
全業種（公務、事業内容等不詳を除く。）	2,107	2,262	2,098	1,996	1,992
農林漁業	5	4	4	4	4
第1次産業	5	4	4	4	4
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	0	0
建設業	264	300	255	224	245
製造業	258	270	238	224	189
第2次産業	522	570	493	448	434
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2	4	5	4
情報通信業	17	28	19	15	29
運輸業、郵便業	55	65	57	57	58
卸売業、小売業	488	490	443	436	398
金融業、保険業	21	30	25	24	25
不動産業、物品賃貸業	211	266	250	226	237
学術研究、専門・技術サービス業	0	98	78	77	98
宿泊業、飲食サービス業	214	203	195	184	143
生活関連サービス業、娯楽業	0	200	188	188	182
教育、学習支援業	91	83	83	79	79
医療、福祉	112	124	167	166	210
複合サービス事業	0	7	7	6	6
サービス業(他に分類されないもの)	370	92	85	81	85
第3次産業	1,580	1,688	1,601	1,544	1,554
従業員数	17,021	16,485	17,314	15,642	16,281

出典／平成21年経済センサス基礎調査、平成24年経済センサス活動調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成28年経済センサス活動調査、令和3年経済センサス活動調査

2-2 地理的、地形的、気候的特性

(1) 地理的、地形的特性

本市は、埼玉県南西部に位置し、首都近郊 25 km 圏内に在り、東は荒川を隔てさいたま市に、南から西は朝霞市、新座市及び三芳町に、北は富士見市に接しています。市域は、東西 4.74 km、面積は 9.05 km²となっていて、荒川、新河岸川、柳瀬川の3本の川が流れ、荒川低地（標高約5～8m）と武蔵野台地（標高約 10～20m）という二つの特徴ある地形によって構成されています。

また、首都近郊 25 km 圏内にあり、東武東上線で池袋駅まで約 20 分、東京メトロ有楽町線で永田町まで約 40 分、東京メトロ副都心線で渋谷まで約 35 分、東急東横線との相互直通運転により横浜まで約 60 分の距離に在り、交通の利便性に恵まれています。

(2) 気候的特性

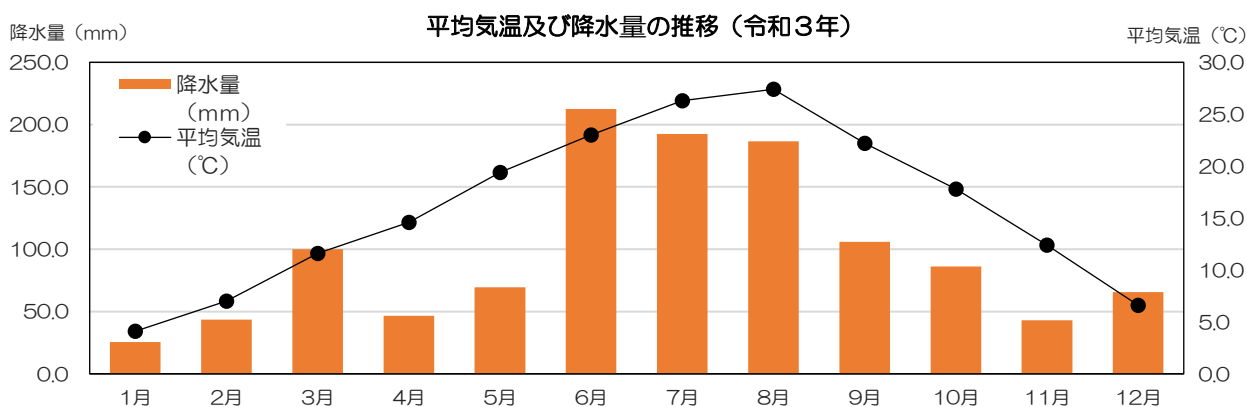
本市の気候は内陸型に近く、過去5年間の平均気温は 16.0℃、年間降水量は 1,273.2mm となっています。

また、最も暑い月は8月で、過去5年間の平均最高気温は 29℃を超え、最も寒い月は1月で1日の平均最低気温は5℃を下回ります。

平均気温及び降水量の推移（過去5年間）

項目	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	降水量 (mm)
1月	4.5	16.0	3.7	14.5	4.5	6.0	6.4	74.0	4.1	25.5
2月	5.8	4.0	4.5	14.0	6.1	28.5	7.1	14.0	7.0	43.5
3月	7.0	65.5	10.8	123.0	9.7	84.0	10.2	99.5	11.6	100.0
4月	14.3	55.0	16.4	44.5	13.4	79.0	12.6	175.0	14.6	46.5
5月	20.1	75.5	19.8	125.5	20.3	86.0	19.7	119.5	19.4	69.5
6月	22.4	53.0	23.1	111.5	22.1	224.5	23.7	259.0	23.0	212.5
7月	27.8	181.0	28.9	83.0	24.6	167.0	24.1	226.5	26.3	192.5
8月	26.3	179.5	28.3	131.5	28.6	123.5	29.6	63.0	27.4	186.5
9月	22.9	161.5	22.6	335.0	24.9	110.0	24.2	163.0	22.2	106.0
10月	16.6	502.0	18.7	32.0	19.2	447.5	17.2	166.0	17.8	86.0
11月	10.5	12.5	13.3	25.5	12.3	84.5	12.6	4.5	12.4	43.0
12月	5.4	3.0	7.2	16.0	7.3	20.0	6.5	0.0	6.6	65.5
平均（気温） 合計（降水量）	15.3	1,308.5	16.4	1,056.0	16.1	1,460.5	16.2	1,364.0	16.0	1,177.0

出典／地域気象観測システム（熊谷地方気象台）



2-3 都市計画区域等の状況

(1) 都市計画区域の状況

次表は、令和3年度における本市の都市計画区域の状況を表したものです。

都市計画区域の中では市街化区域が一番大きく641haで、全体の約70.8%を占めます。また、市街化区域の内訳となる用途地域を見ると、中高層住居専用地域が最も大きく347.9haであり、市街化区域全体の約54.3%を占めています。次いで住居地域が143.4haであり全体の約22.4%を占めています。

なお、近年、同区域の面積に変化はありません。

都市計画区域の状況

		(単位：ha)				(単位：ha)	
項目		面積		項目		面積	
都市計画 区域	市街化区域	641		用途地域	低層住居専用地域	38.0	
	市街化調整区域	265			中高層住居専用地域	347.9	
	合計	906			住居地域	143.4	
					近隣商業地域	9.0	
					商業地域	13.0	
					準工業地域	89.7	
					工業地域	0.0	
					工業専用地域	0.0	
					合計	641.0	

(2) 土地利用の状況

下表は、令和4年における本市の土地利用の状況を表したものです。

本市の主な土地利用は「宅地」が399.6haと最も多く、全体の約61.8%を占めます。次いで雑種地が138.0haであり全体の約21.3%を占めています。

なお、近年、同区域の面積に顕著な変化はありません。

土地利用の状況

		(単位：ha)						
項目	合計	地目						
		田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野
646.8	67.2	41.1	399.6	-	0.4	-	0.5	138.0

第3章 ごみの処理

3-1 ごみ処理の現状

(1) ごみの分別等

市内において発生する「家庭系ごみ」については、下表に示すとおり、それぞれのごみの種類ごとに各家庭において分別されています。一方、事務所、店舗、飲食店、工場などの企業や社会福祉施設等などの事業活動により排出される「事業系ごみ」については、各事業者が分別しています。

また、家庭系ごみのうちの「粗大ごみ」については、基本的に「志木市粗大ごみ処理手数料納付券」を貼って排出します。その納付券に関しては、民間企業と締結した包括連携協定の中で令和3年8月1日以降、全国の連携企業の店舗でも購入できるようになりました。

さらに、この粗大ごみに関しては、市内に新しく「志木市粗大ごみ等受付センター」を設け、令和4年7月1日からごみ出しの利便性を向上させたほか、インターネットによる「受付専用システム」も利用できるようになっています。

家庭系ごみの分別区分等

分別区分		ごみの種類	排出方法	収集回数	収集方法
可燃ごみ		生ごみ、ゴム革製品、木くず、発泡スチロール、ざぶとん、チューブ類	透明または半透明のビニール袋	週2回	ステーション方式
リサイクル資源	ペットボトル	「PET」マークのあるもの	市指定の青いネット	週1回	
	ビン・スプレー缶	化粧品のビン、スプレー缶	市指定の黄色のカゴ		
	カン	飲料缶、食用缶	市指定の青色のカゴ・緑色のネット		
	紙類	新聞、段ボール、雑誌、雑紙	ひもで縛る。		
	布類	衣類、毛布	透明または半透明のビニール袋		
資源プラスチック		「プラ」マークのあるもの	市指定の黄緑のネット	週1回	
不燃ごみ	金物、ガラス、陶器類	CD・DVD、陶器、なべ・フライパン、耐熱ガラス、ひとロコンロ・オーブントースター、小型電化製品、傘のほね等	市指定の緑色のカゴと赤い三角コーナー	毎月2週目・4週目	
	有害ごみ	乾電池、ライター、蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計	※乾電池とライターは赤い三角コーナー		
粗大ごみ		縦24cm×横24cm×高さ35cmの3辺のうち1辺でも超えるもの (金属製品、ガスコンロ、タンス、イス、カーペット・ふとん、自転車、電化製品等)	納付券を貼って家の外敷地内に置く。	随時(申込制)	戸別収集
			志木地区衛生組合への直接搬入		直接搬入

※令和4年9月現在

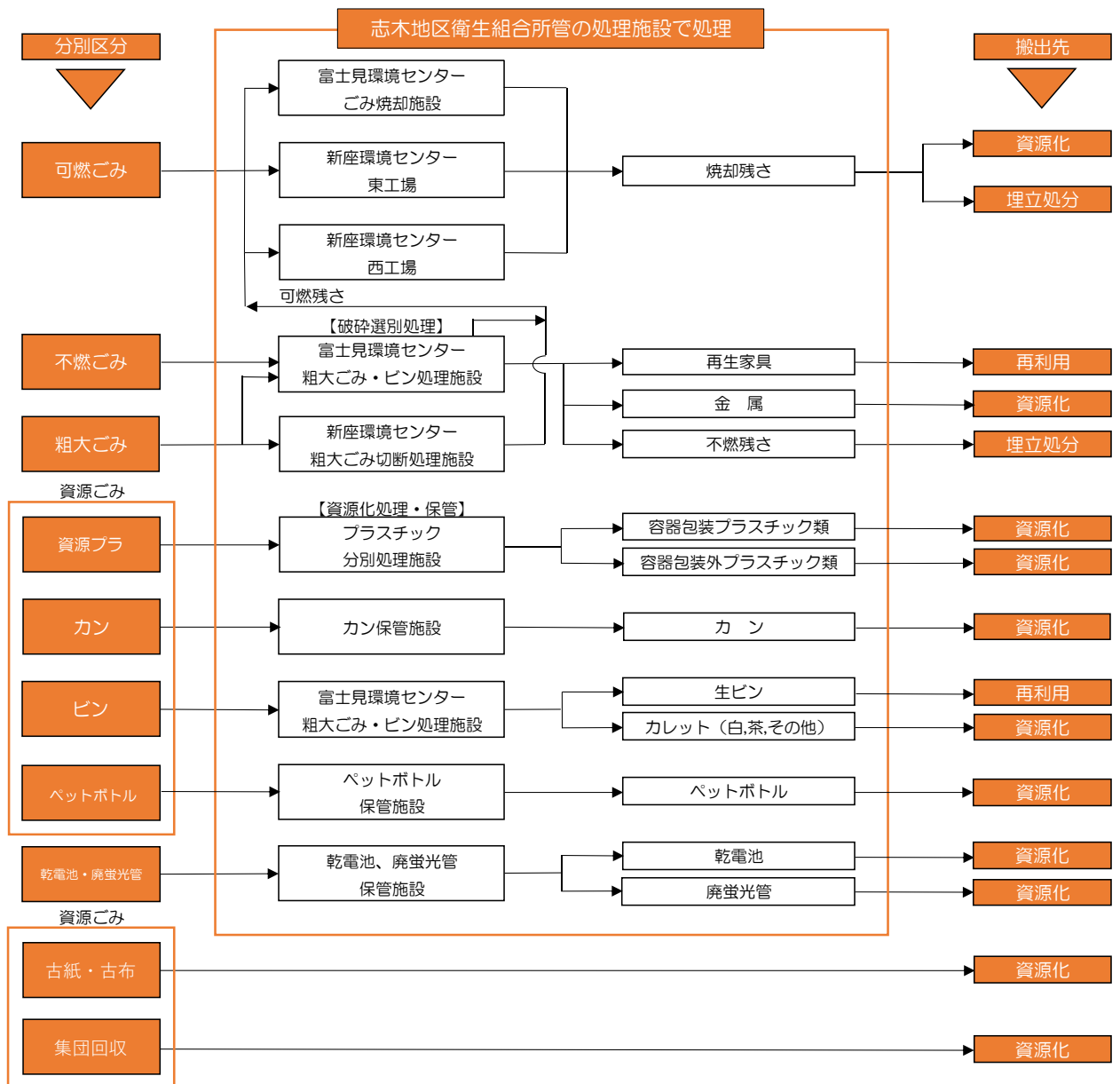
(2) ごみ処理の流れ

市内において発生する「家庭系ごみ」は、次図に示す流れにより、それぞれのごみの種類ごとに処理され、一部は資源化・再利用されています。

具体的には、まず本市では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（資源プラスチック、カン、ビン、ペットボトル、乾電池、廃蛍光管、古紙・古布）に分別して収集します。そして、直接資源化している古紙・古布や集団回収された資源ごみを除いて、志木地区衛生組合所管の処理施設に運搬しています。

一方、事務所、店舗、飲食店、工場などの企業や社会福祉施設等などの事業活動により排出される「事業系ごみ」については、事業者が分別の上直接又は許可事業者を介して、同処理施設に運搬しています。ただし、一部は、同処理施設に搬入することなく、事業者が契約した民間処理施設に搬入しています。

主なごみ処理の流れ



(3) 一般廃棄物処理施設（中間処理施設）

市内において発生する家庭系ごみや事業系ごみは、一部を除き一般廃棄物処理施設である志木地区衛生組合で処理されています。同組合とその施設の概要等は以下のとおりです。

ア 焼却施設

志木地区衛生組合では焼却施設を3施設保有し、主に家庭系ごみや事業系ごみの中の可燃ごみを処理しています。そのうちの富士見環境センターについては、稼働を開始してから36年を経過していることから、平成12年8月にダイオキシン恒久対策工事を実施した後、基幹的設備改良工事に入り、現在に至っています（工事期間は令和2年度から令和4年度まで）。

他方、新座環境センターの東工場は、稼働開始後43年を経過しており、平成15年2月にダイオキシン恒久対策工事を実施しています。また、同センターの西工場は、稼働開始後28年を経過しています。

焼却施設の概要

項目	富士見環境センター ごみ焼却施設	新座環境センター ごみ焼却施設（東工場）	新座環境センター ごみ焼却施設（西工場）
所在地	富士見市大字勝瀬 480番地	新座市大和田三丁目9番1号	新座市大和田三丁目9番1号
焼却対象物	可燃ごみ、処理残渣	可燃ごみ、処理残渣	可燃ごみ
処理方式	ストーカ式	ストーカ式	ストーカ式
炉型式	全連続運転	全連続運転	全連続運転
処理能力	90t/24h×2炉	90t/24h×1炉	90t/24h×1炉
竣工年月	昭和61年3月	昭和54年1月	平成6年9月
余熱利用状況	場内温水	場内温水	場内温水、場内蒸気
発電設備	無し	無し	無し
灰処理設備	焼却灰：薬剤処理 集じん灰：薬剤処理	焼却灰：薬剤処理 集じん灰：薬剤処理	焼却灰：薬剤処理 集じん灰：薬剤処理
運転管理体制	委託	委託	委託

※令和4年9月現在

イ 粗大ごみ処理施設

志木地区衛生組合では、粗大ごみ処理施設を2施設保有し、粗大ごみや不燃ごみを処理しています。富士見環境センターの施設では、ベッド、ソファ等粗大ごみや不燃ごみを細かく破碎した後、機械選別により磁性物や非鉄類の有価物の回収をしています。一方の新座環境センターの施設では、木片、畳等の可燃性粗大ごみを切断し焼却処理の前処理を行っています。

粗大ごみ施設の概要

項目	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設（粗大・不燃ごみ系列）	新座環境センター東工場 粗大ごみ切断処理施設
所在地	富士見市大字勝瀬480番地	新座市大和田三丁目9番1号
処理対象物	粗大ごみ・不燃ごみ	可燃性粗大ごみ
処理方式	破碎・選別	切断
処理能力	25t/5h	5t/5h
竣工年月	平成26年12月	昭和54年1月（平成15年2月更新）
運転管理体制	委託	委託
備考	—	—

※令和4年9月現在

ウ 資源化等を行う処理施設

志木地区衛生組合では、ビン類やプラスチック類の資源化等を行う施設を2施設保有し、ビン類を扱う施設では、繰り返し使えるリターナブルビンやビン等の原料となるカレット[※]を選別し有価物として回収しています。一方のプラスチック分別処理施設では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、容器包装と容器包装外プラスチックを選別し、圧縮梱包した上で資源化しています。

有価物回収施設の概要

項目	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設（ビン系列）	リサイクルプラザ （プラスチック分別処理施設）
所在地	富士見市大字勝瀬480番地	富士見市大字勝瀬480番地
処理対象物	ビン、その他	プラスチック
処理方式	選別	選別、圧縮、梱包
処理能力	13t/5h	26t/5h
竣工年月	平成26年12月	平成14年2月
運転管理体制	委託	委託
備考	—	家具の修理・展示・販売

※令和4年9月現在

※注

カレットとは、ガラス製品をリサイクルする際に、その前段階として破砕した状態の「ガラスくず」のことです。

エ 資源ごみの保管施設

志木地区衛生組合では、カレット、カン、ペットボトル及びプラスチックを種類ごとに保管する施設を4施設保有しています。これらの資源ごみは、定期的に公益財団法人日本容器包装リサイクル協会[※]や再商品化事業者等に引き渡し、資源化しています。

保管施設の概要

項目	カレット保管施設	カン保管施設	ペットボトル 保管施設	プラスチック 保管施設
所在地	富士見市大字勝瀬 480番地	富士見市大字勝瀬 480番地	富士見市大字勝瀬 480番地	富士見市大字勝瀬 480番地
保管対象物	カレット	カン	ペットボトル	プラスチック
面積	屋内84㎡	屋外57㎡	屋外57㎡	屋内92㎡
竣工年月	平成26年12月	平成26年10月	平成26年10月	平成14年2月
運転管理体制	委託	委託	委託	委託

※令和4年9月現在

※注

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、特定事業者（特定容器利用事業者・特定容器製造等事業者・特定包装利用事業者）からの委託を受けて、市町村が分別収集した分別基準適合物の再商品化を行っている法人です。

オ リサイクルプラザ利彩館

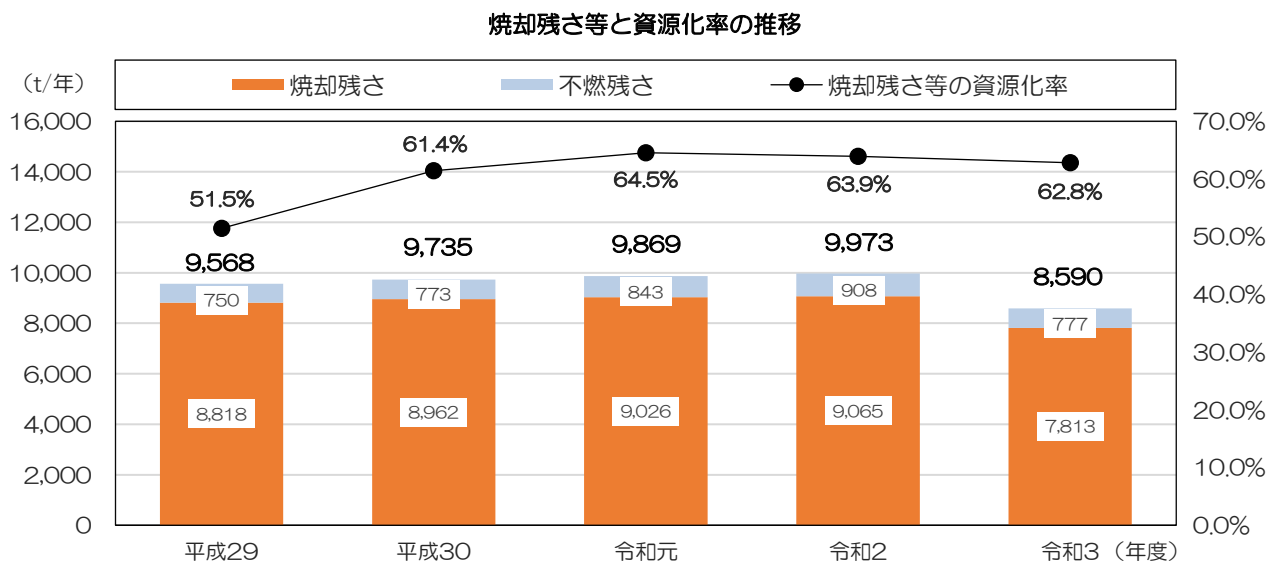
志木地区衛生組合では、リサイクルプラザ利彩館において、一般家庭から不用品として持ち込まれた家具類を修理・再生し、販売しています。また、施設見学等を通じ、地域住民に対するごみの減量やリサイクルへの意識の向上を推進しています。

カ 焼却残さ等と資源化率の推移

志木地区衛生組合では、上記ア及びイの処理に伴い、焼却残さ（焼却灰と集じん灰）や不燃残さ[※]が生じます。そして、その量は、志木市、新座市及び富士見市の3市合計で毎年約1万トンになり、その中に占める本市の焼却残さ等は約2,000トンです。これらは埼玉県環境整備センター（埼玉県寄居町）や民間事業者において埋立処分とされるほか、民間事業者において人工砂や道路路盤材、再生砕石等として資源化されており、その資源化率は近年6割を超えています。また、過去5年間に於ける同組合の焼却残さ等の動向は下図のとおりです。

その中で、令和3年度における焼却残さ等は前年度比で1,383トン（約▲13.9%）減少しました。その主な理由は、同組合所管の富士見環境センターにおける基幹的設備改良工事が始まったことにより、同センターで焼却処理ができなくなった家庭系可燃ごみの一部について、その焼却を近隣自治体に外部委託したことによるものです。

なお、同組合では、これら焼却残さ等の量を、令和2年度の実績値である「一人1日当たり27.8グラム」を目標年度である令和8年度までに、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」の計画目標値と同じ「28グラム」に抑えることを目標としています。



※注

焼却灰とは、廃棄物を焼却炉内で焼却した際に燃え残りが炉の底部にたまった残さのことです。一方、集じん灰とは、排気ガスの中に含まれる微細な粒子をろ過集じん器で捕集したダストのことです。また、不燃残さとは、回収された不燃ごみの中に混入している可燃ごみや資源ごみを除去した後の残さのことです。

キ 焼却残さ等の埋立処分先

志木地区衛生組合では、関連自治体の協力を得て、上記「カ」において示した焼却残さ（焼却灰と集じん灰）や不燃残さを埋立処分しています。令和3年度におけるこれらの埋立処分先がある自治体とその量は下表のとおりです。

埋立先がある自治体等（令和3年度）

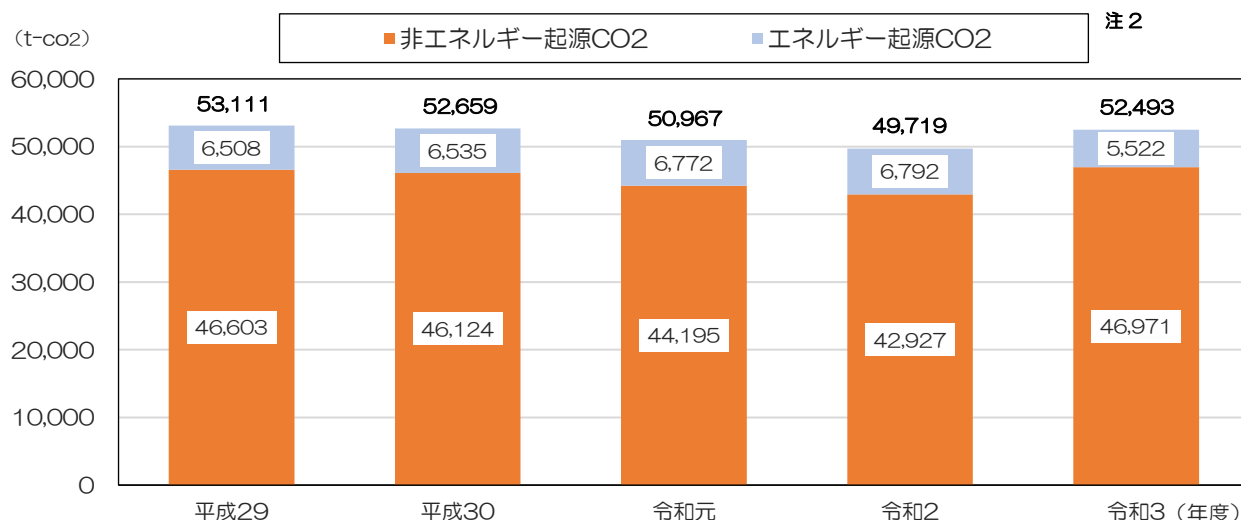
項目	埋立先がある自治体及び施設の種類の	処分量(t/年)
焼却灰	埼玉県寄居町（埼玉県営施設・民間施設）	269
集じん灰	群馬県草津町（民間施設）	2,150
	山形県米沢市（民間施設）	
	秋田県小坂町（民間施設）	
不燃残さ	埼玉県寄居町（民間施設）	777
	群馬県草津町（民間施設）	
合計	—	3,196

ク 温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移

志木地区衛生組合では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスの排出ガス抑制のための措置に関する計画を策定しています。さらに、同組合の二つの焼却施設のうちの富士見環境センターは、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく目標設定型排出量取引制度^{注1}の対象事業所にもなっています。埼玉県は、温室効果ガスを平成14年度から平成16年度までの3か年の平均実績値に対して、平成27年度から令和元年度までの5か年で13%を削減する目標を掲げました。この目標に対して同組合は、プラントの計画運転や焼却炉等の点検整備の徹底、炉内温度やガス発生量等のこまめな調整などを行い、その目標を達成しました。

なお、過去5年間における富士見環境センターと新座環境センターにおける温室効果ガスの排出量については下図のとおりです。

温室効果ガス排出量の推移



※注1

埼玉県における「目標設定型排出量取引制度」とは、二酸化炭素の多量排出を行う大規模な事業所を対象として、削減目標を設定して目標達成に努めるよう求めていく制度です。その対象となる事業所（大規模事業所）は、原油換算した使用エネルギーが3か年度連続で1,500kL以上となる事業所です。

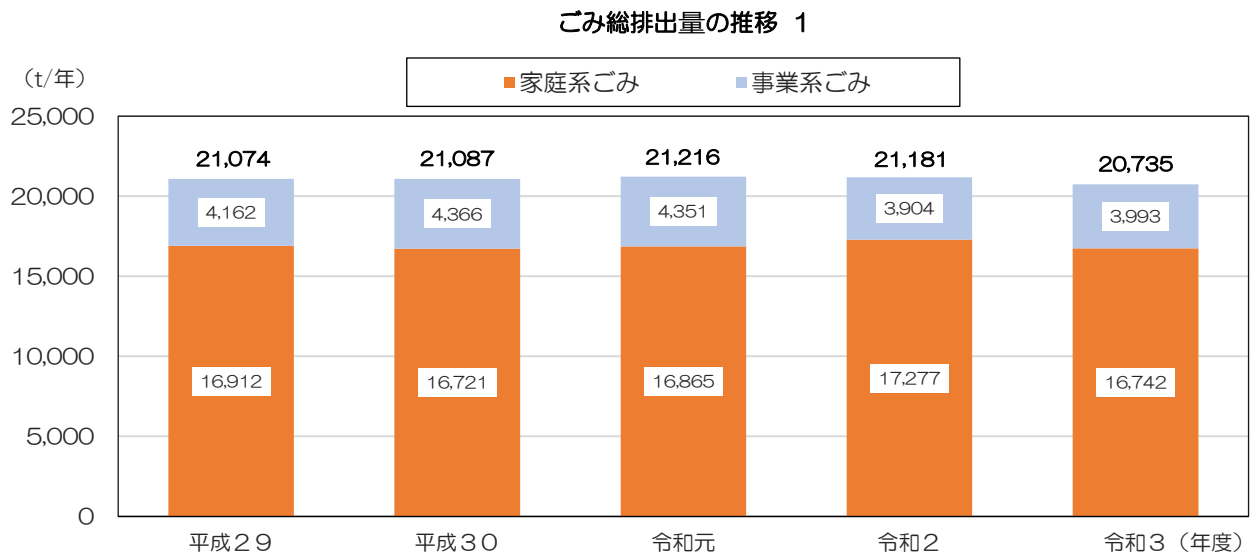
※注2

「エネルギー起源CO2」とは、燃料の燃焼によって発生する二酸化炭素のことで、「非エネルギー起源CO2」とは、可燃ごみの中のプラスチック類を焼却するような場合に発生する二酸化炭素のことです。

3-2 過去5年間におけるごみ排出量の推移等

(1) ごみ総排出量の推移1

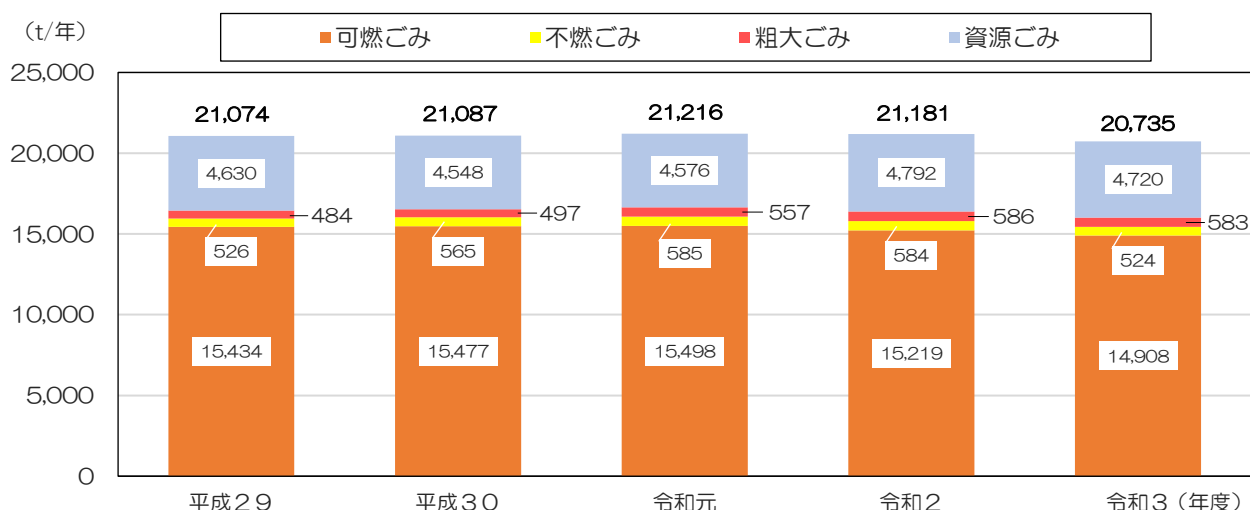
下図は、市内において発生するごみの総排出量（集団回収を含む家庭系ごみ量と事業系ごみ量の合計）の推移を表したものです。令和元年度までは人口の増加とともに増加していました。令和2年度には人口の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、「家庭系ごみ量」が前年度比で412トン（約2.4%）増加しましたが、一方の「事業系ごみ量」は447トン（約▲10.3%）減少しました。これは、同感染症による外出自粛により、オフィス等での人の活動が減り、家庭内で過ごす時間が増えたことや家の中の片付けが進んだことによるものではないかと考えられます。その後、令和3年度になって家庭系ごみ量は例年の状態に戻りつつあるものの、事業系ごみ量と同様に同感染症の影響下にあると考えられます。



(2) ごみ総排出量の推移2

次図は、市内において発生するごみの総排出量（集団回収を含む家庭系ごみ量と事業系ごみ量の合計）の推移を種類別で表したものです。令和2年度の「可燃ごみ量」は、前年度比で279トン（約▲1.8%）減少しましたが、この主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により「事業系可燃ごみ量」が減少したことによるものと考えられます。また、令和2年度の資源ごみ量は、前年度比で216トン（約4.7%）増加しましたが、この要因も、同感染症の影響により主に「家庭系資源ごみ量」が増加したことによるものと考えられます。

ごみ総排出量の推移 2

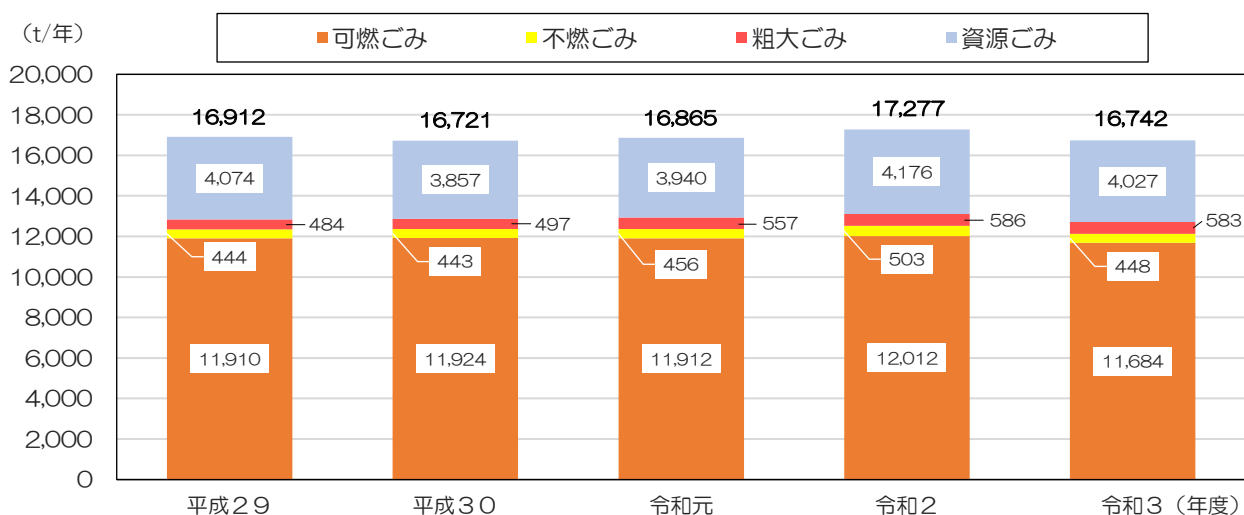


(3) 家庭系ごみ量の推移

下図は、市内において発生する集団回収を含む家庭系ごみ量の推移を種類別で表したものです。令和2年度は、前掲のとおり前年度比で412トン（約2.4%）増加しましたが、この要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により主に「可燃ごみ量」が前年度比で100トン（約0.8%）増加したことによるものと考えられます。その後、令和3年度には例年の状態に戻つつあるものの、同感染症の影響下にあると考えられます。

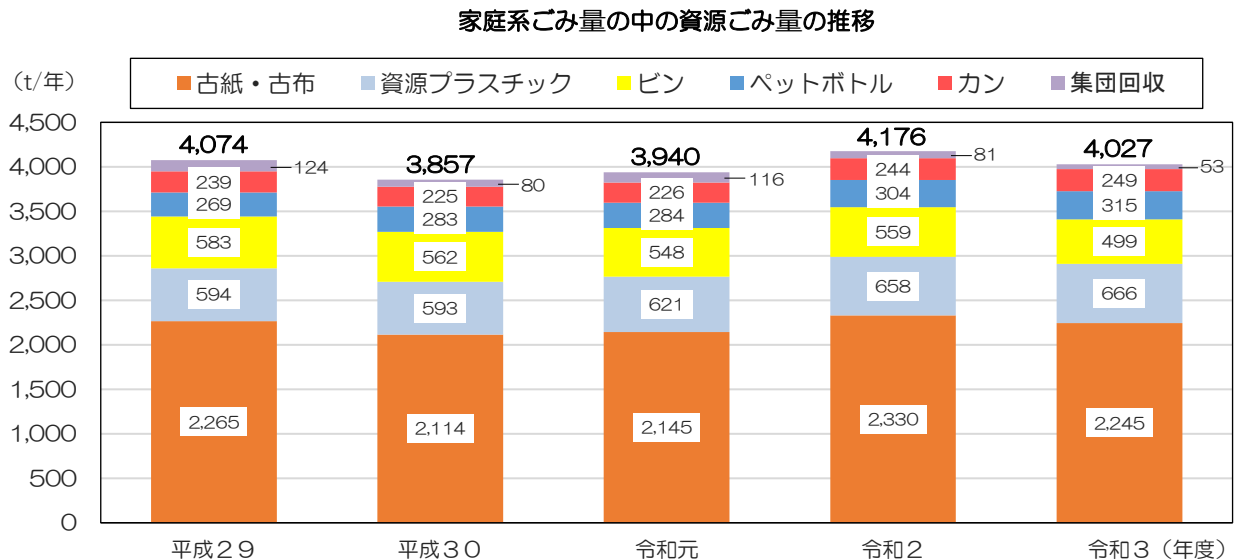
また、「粗大ごみ量」や「資源ごみ量」についても同様に推移し、粗大ごみ量については前年度比で29トン（約5.2%）増加し、資源ごみ量については236トン（約6.0%）増加しました。

家庭系ごみ量の推移



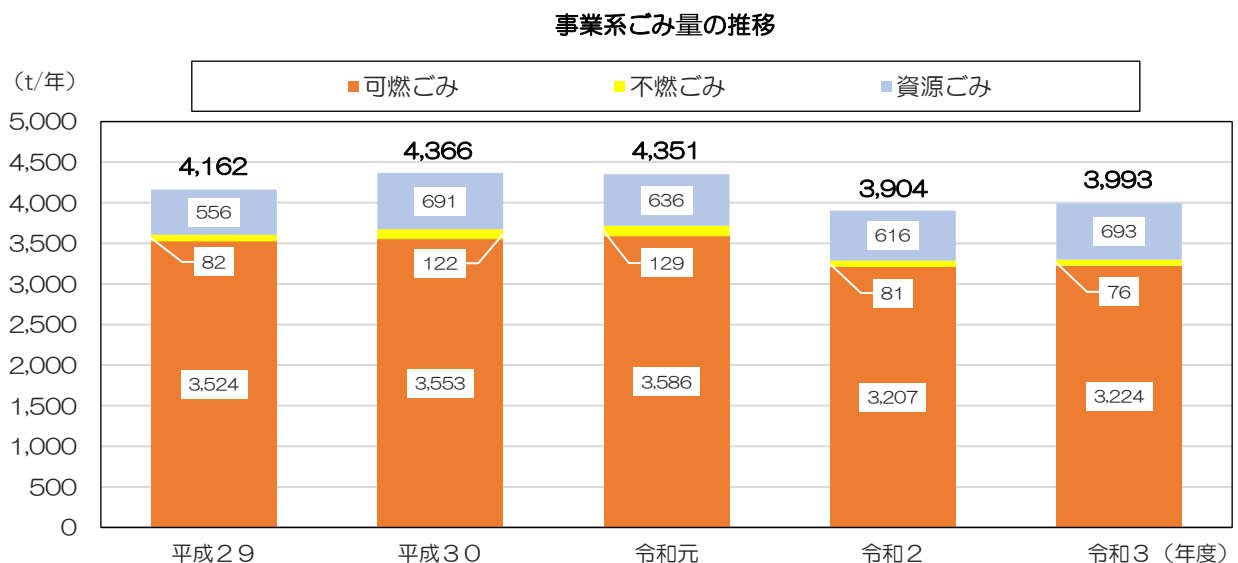
(4) 家庭系ごみ量の中の資源ごみ量の推移

下図は、市内において発生する家庭系ごみ量の中の集団回収を含む資源ごみ量の推移を表したものです。令和2年度は、前掲のとおり前年度比で236トン（約6.0%）増加しました。この中で、増加率が一番高いものは「古紙・古布」で約8.6%（185トン）増加し、次いで「カン」で約8.0%（18トン）の増加となります。



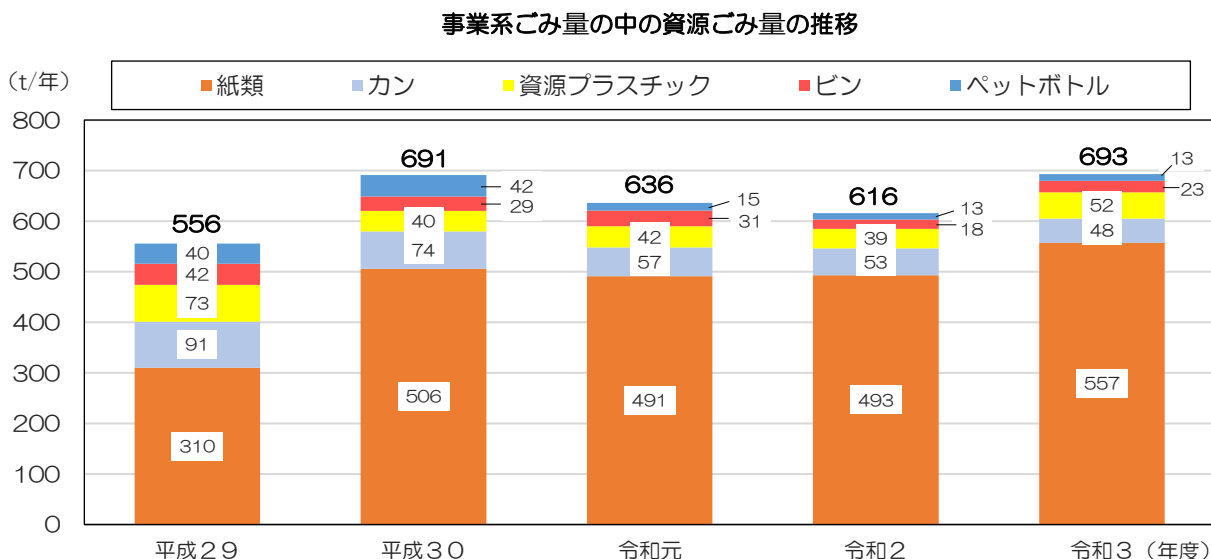
(5) 事業系ごみ量の推移

下図は、市内において発生する事業系ごみ量の推移を表したものです。このごみのほとんどは「可燃ごみ」で占められており、令和2年度は前年度比で379トン（約▲10.6%）減少しました。この要因は、前掲のとおり新型コロナウイルス感染症による外出自粛により、オフィス等における人の活動が減ったことが影響しているものと考えられます。その後、令和3年度には例年の状態に戻りつつあるものの、家庭系ごみ量と同様に同感染症の影響下にあると考えられます。



(6) 事業系ごみ量の中の資源ごみ量の推移

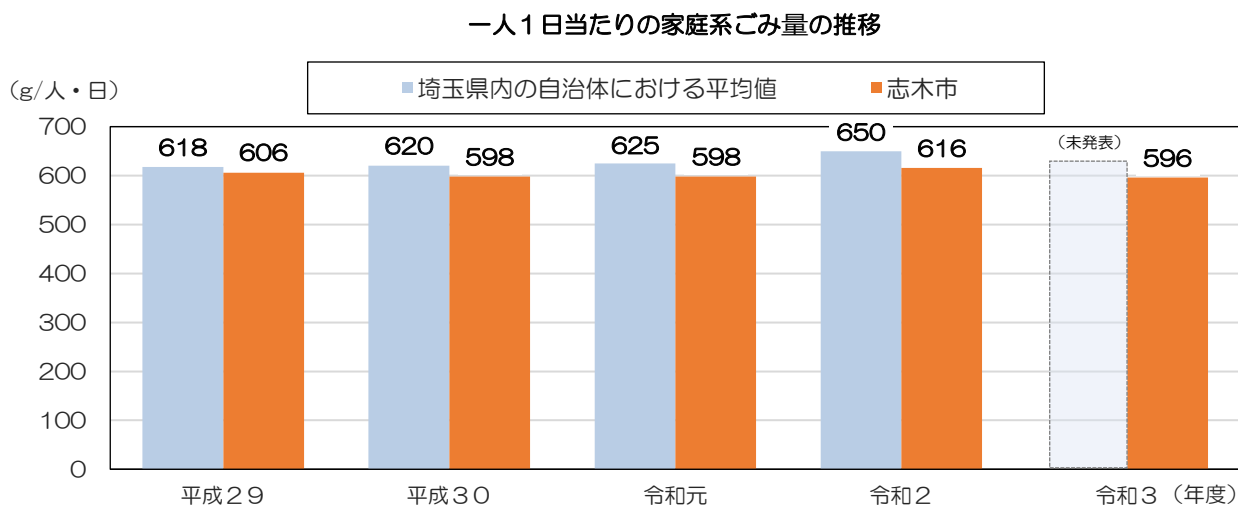
下図は、市内において発生する事業系ごみ量の中の資源ごみ量の推移を表したものです。令和2年度は、前年度比で20トン（約▲3.1%）減少しました。この中で、紙類を除く全ての種類で減少しており、減少率が一番高いものは「ビン」で約41.9%（▲13トン）減少し、次いで「ペットボトル」で約13.3%（▲2トン）の減少となります。



(7) 「一人1日当たり」の家庭系ごみ量の推移1

下図は、本市と埼玉県内の自治体における家庭系ごみ量の「一人1日当たり」の平均値の推移を表したものです。本市の数値は、いずれの年度も県内自治体の平均値と比較して少ないことが分かります。

なお、本図の基礎となった家庭系ごみ量は、他の自治体と比較等するために「集団回収」された資源ごみ量は含めていません。また、令和3年度における県内の自治体の平均値は、令和4年9月時点で未発表となっています。



※本図の「家庭系ごみ量」は、環境省が毎年公表している「一般廃棄物処理実態調査結果」において用いられている区分に従った数値となっており、計算式で表すと次のようになります。

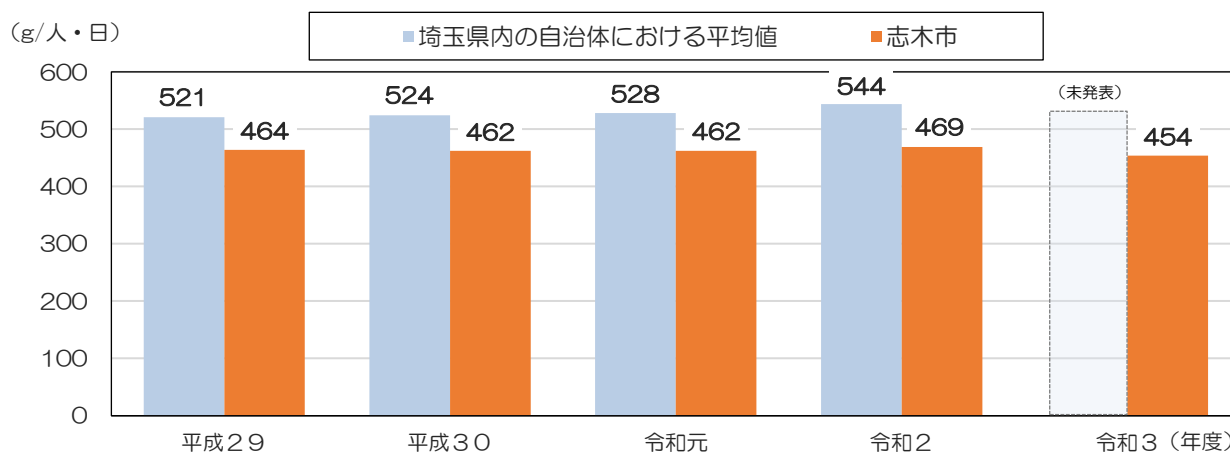
$$\text{計算式} = (\text{可燃ごみ量} + \text{不燃ごみ量} + \text{粗大ごみ量} + \text{資源ごみ量}) - \text{集団回収された資源ごみ量}$$

(8) 「一人1日当たり」の家庭系ごみ量の推移2

下図は、本市と埼玉県内の自治体における家庭系ごみ量の「一人1日当たり」の平均値の推移を表したものです。本市の数値は、いずれの年度も県内自治体の平均値と比較して少ないことが分かります。

なお、本図の基礎となった家庭系ごみ量は、他の自治体と比較等するために「資源ごみ量」及び「集団回収」された資源ごみ量を含めていません。また、令和3年度における県内自治体の平均値は、令和4年9月時点で未発表となっています。

一人1日当たりの家庭系ごみ量の推移



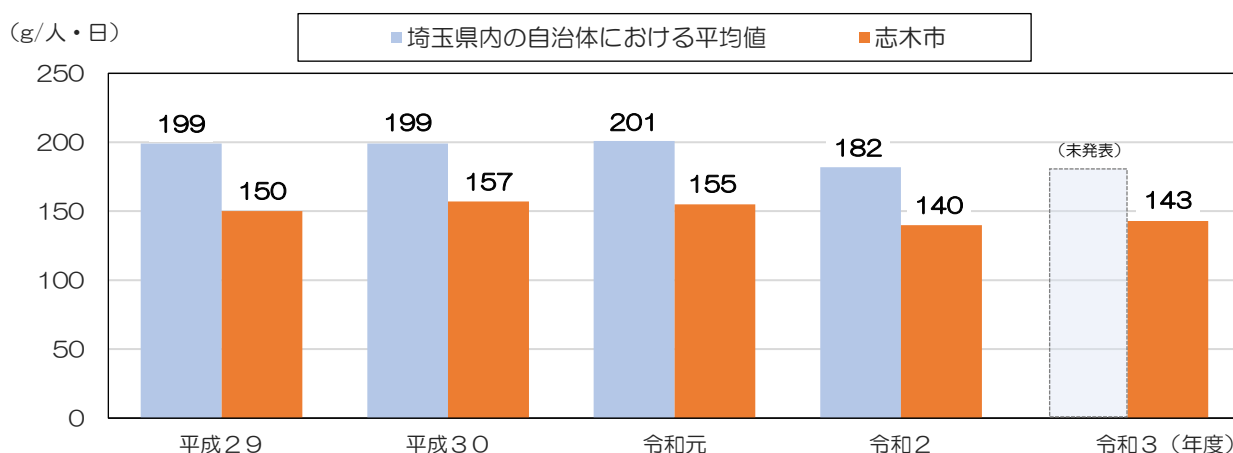
※本図の「家庭系ごみ量」は、環境省が毎年公表している「一般廃棄物処理実態調査結果」において用いられている区分に従った数値となっており、計算式で表すと次のようになります。

$$\text{計算式} = (\text{可燃ごみ量} + \text{不燃ごみ量} + \text{粗大ごみ量} + \text{資源ごみ量}) - \text{資源ごみ量} - \text{集団回収された資源ごみ量}$$

(9) 「一人1日当たり」の事業系ごみ量の推移

下図は、本市と埼玉県内の自治体における事業系ごみ量の「一人1日当たり」の平均値の推移を表したものです。本市の数値は、いずれの年度も県内自治体の平均値と比較して少ないことが分かります。また、令和3年度における県内自治体の平均値は、令和4年9月時点で未発表となっています。

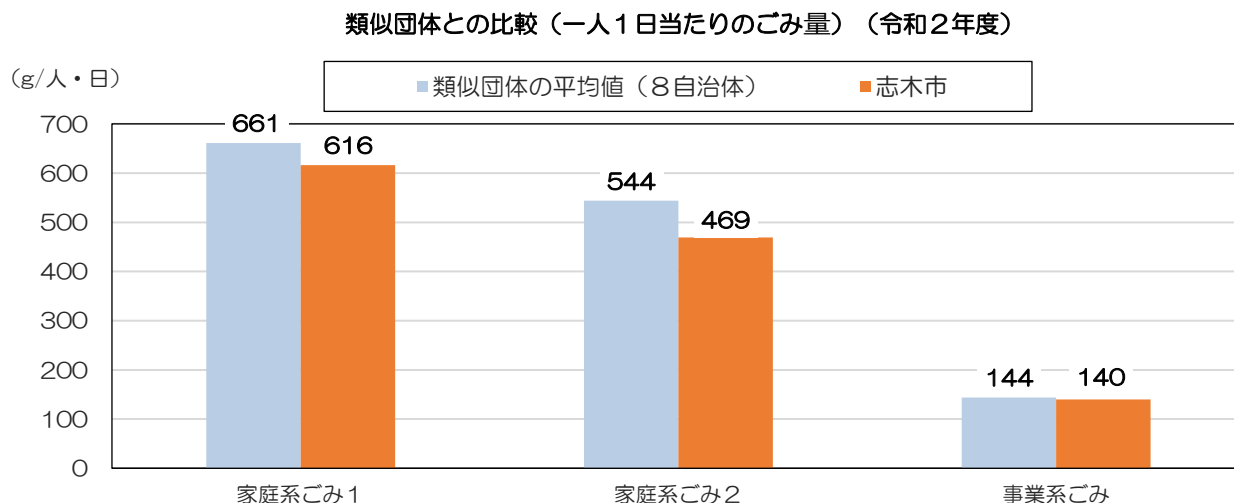
一人1日当たりの事業系ごみ量の推移



(10) 「一人1日当たり」のごみ量の類似団体との比較

下図は、本市における「一人1日当たり」のごみ量を、本市と埼玉県内における同規模の自治体^{注1}の平均値とで比較したものです。令和2年度における各種ごみ^{注2}の「一人1日当たり」の量を比較すると、いずれのごみの種類も本市の方が少ないことが分かります。

なお、令和3年度における類似団体の数値は、令和4年9月時点で未発表となっています。



※注1

「本市と同規模の自治体」とは、①人口が5万人以上10万人未満、かつ②第2次産業及び第3次産業就業者の人口比が95%以上の埼玉県内自治体の中で、③第3次産業就業者の人口比が65%以上である8自治体です。

※注2

本図の「家庭系ごみ」は、環境省が毎年公表している「一般廃棄物処理実態調査結果」において用いられている区分に従った数値となっており、計算式で表すと次のようになります。

家庭系ごみ1の計算式 = (可燃ごみ量 + 不燃ごみ量 + 粗大ごみ量 + 資源ごみ量) - 集団回収された資源ごみ量

家庭系ごみ2の計算式 = (可燃ごみ量 + 不燃ごみ量 + 粗大ごみ量 + 資源ごみ量) - 資源ごみ量 - 集団回収された資源ごみ量

(11) 可燃ごみの性状

次表は、志木地区衛生組合において可燃ごみ（家庭系ごみと事業系ごみの合計）の性状を分析した結果を表したものです。この結果から、紙・布類や、ビニール・合成樹脂・ゴム類が多く含まれていることが分かります。したがって、今後更にごみの分別を徹底することで、資源化を進めることができる余地があると考えられます。

可燃ごみの性状

(単位：%)

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
種類 組成	紙・布類	52.44	50.26	49.02	52.73	53.46
	ビニール・合成樹脂・ゴム類	22.11	22.08	24.47	19.75	19.41
	木・竹・ワ類	8.28	13.93	6.10	5.46	2.41
	厨芥類	12.66	9.90	16.39	13.84	19.91
	不燃物類	1.44	1.16	1.10	3.22	2.85
	その他	3.07	2.67	2.92	5.00	1.96
	合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
成分	水分	47.09	47.42	48.57	43.32	44.20
	灰分	5.65	5.27	4.70	7.37	6.26
	可燃分	47.26	47.31	46.73	49.31	49.54
	合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(12) ごみ処理経費の推移

下表は、本市におけるごみ1トン当たりの処理経費と人口一人当たりの処理経費の推移を表したものです。令和3年度の数値を見ますと、1トン当たりの処理経費が前年度比で6,945円（約21.0%）の増となっており、また、人口一人当たりの処理経費で1,669円（約18.2%）の増となっています。この増加の要因は、志木地区衛生組合に支払う負担金が増加しているためであり、したがって、今後も同組合の効率的な運営が求められます。

ごみ処理経費の推移

(単位：円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ごみ（家庭系及び事業系）1トン当たりの処理経費	29,950	31,025	32,050	33,070	40,015
人口一人当たりの処理経費	8,375	8,334	8,902	9,161	10,830

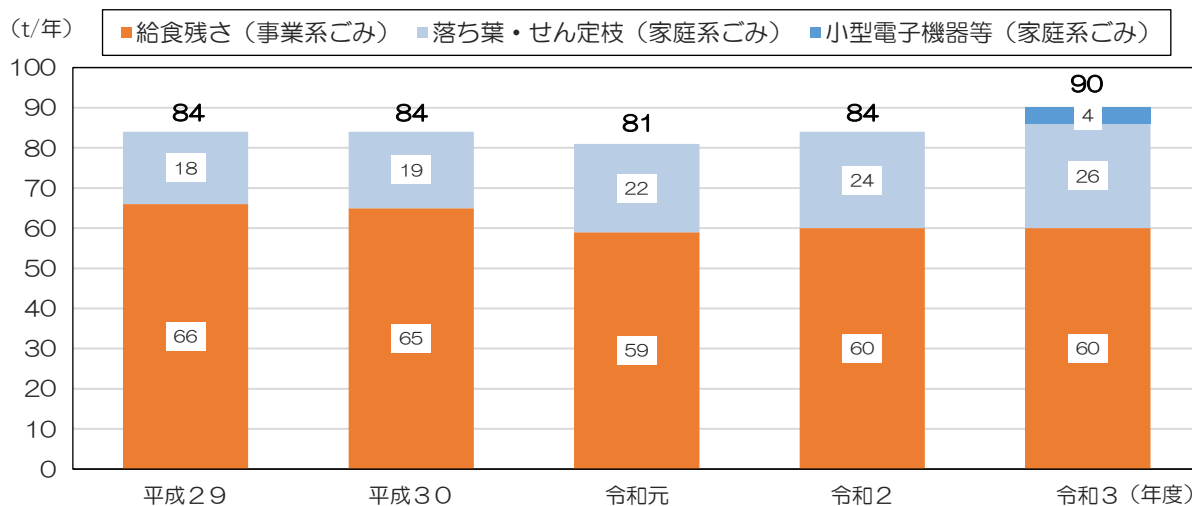
3-3 これまでの取組

(1) ごみの減量化や資源化に向けた取組

本市では、平成25年3月に令和5年3月までの10年間を計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、これまで、ごみの減量化や資源化に向けて様々な施策を進めてきました。具体的には、広報紙やホームページを活用した情報発信をはじめ、協賛店舗や協力団体等の協力を得て、マイバッグを持参して積極的にレジ袋を断る「レジ袋辞退統一行動」を定期的に開催したり、イベントを通じて生ごみの水切りの啓発活動などを行ったりしてきました。その中には、次図のようにその取組の結果が具体的数値として表れたものもあります。例えば、民間企業と連携して平成29年11月から始めた「志木市落ち葉銀行」事業です。これは、市立の小・中学校及び保育園の給食残さと一般家庭から出た落ち葉・せん定枝を活用して堆肥を作成する試みでし

た。また、「使用済小型電子機器等の再資源化に関する連携協定」に基づいて令和3年7月から行っている一般家庭の「宅配による小型電子機器等の回収事業」も効果が確認できています。

ごみの減量化や資源化の取組内容



(2) ごみの減量化や資源化の取組結果

下表は、前計画における数値目標とその取組結果を示したものです。令和3年度の実績を基に考えれば、この計画の最終年度である令和4年度までに「ごみ総排出量」及び「一人1日当たりの家庭系ごみ量」の目標は達成することができるものと思われます。他方、「事業系ごみ量」及び「リサイクル率」については、その達成は難しいものと思われます。背景には、新型コロナウイルス感染症の影響や、市民の生活様式等の変化などがあると考えられるものの、本計画においても、ごみの減量化・資源化の目標を定め、その達成に向けた取組を一層強化していく必要があります。

ごみの減量化や資源化の取組結果

項目	平成23年度 （基準年度）	令和3年度 （決算値）	令和4年度 （目標年度）
ごみ総排出量 (t)	21,585	20,735	21,585 以下
一人1日当たりの家庭系ごみ量 (g/人・日)	563	516	530
事業系ごみ量 (t)	3,130	3,232	3,130 以下
リサイクル率 (%)	26.0	24.1	30.0

3-4 今後の課題

(1) ごみの発生抑制

環境負荷を減らして持続可能な社会を構築するためには、ごみの発生を抑制し、その量を減らすことが重要です。特に気候変動や海洋プラスチックごみといった地球規模の環境問題が深刻化しており、国は、令和12年までにレジ袋等の使い捨て（ワンウェイ）プラスチックを累積

25%排出抑制する目標を掲げました。容器包装類や使い捨てのプラスチック飲食器など、プラスチックごみの発生・排出をより一層抑制することが求められています。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国は、令和12年度までに食品ロスを平成12年度比で半減させることを目標に設定しました。資源循環型の街づくりを目指す本市としては、この国の方針を受け、市民や事業者と共に、こうした諸課題に適切かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

(2) ごみの分別徹底

可燃ごみの中にはまだ資源物が多く混入しているため、引き続き可燃ごみの中に含まれるこれら資源の分別を徹底することが必要です。そのためにも、ごみや資源の出し方のマナー遵守を徹底していくことが重要です。

志木地区衛生組合では、例年、富士見環境センターと新座環境センターに搬入されたごみの一部を採取し、どのようなごみがどれほどの割合で含まれているのかを調査しています。「第3章 2-(11) 可燃ごみの性状」の調査結果を見ると、「燃えるごみ(可燃ごみ)」として出されたごみの中にプラスチック類のごみが約20%含まれていることが分かります。これらのごみは「資源プラスチック」としてリサイクルできるものであり、ごみの発生を抑制して資源化を促進するためにも、分別の徹底が必要です。

(3) 市民生活の変化への対応

令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症がまだ収束しない中であって、「新しい生活様式」下におけるごみの4R^{※1}の推進や安心・安全なごみの収集の在り方の模索を続ける必要があります。例えば、志木地区衛生組合には依然として適正処理困難物^{※2}などが搬入されていることから、持続可能な資源循環型社会に向けてごみの4Rにどう取り組んでいくべきかなどについて、引き続き検討を重ねていく必要があります。

※注1

ごみの減量化を図るための取組として、環境省が推進している3R(リデュース・リユース・リサイクル)に「リフューズ」を加えたものです。

- Refuse (リフューズ 断る) …… ごみになる物を断りましょう。
- Reduce (リデュース 減量) …… 物を大切に、ごみを減らしましょう。
- Reuse (リユース 再利用) …… 使える物は、繰り返し使用しましょう。
- Recycle (リサイクル 資源化) …… ごみを資源として、再利用しましょう。

※注2

適正処理困難物とは、志木地区衛生組合における受入基準を超えた大きな廃棄物や、焼却処理・破碎処理に適さない有害性・危険性のある廃棄物のことです。これらの廃棄物が焼却炉や粗大ごみ破碎機に投入された場合は、様々なトラブルが生じ、施設にダメージを与えてしまいます。

3-5 今後に向けての基本的考え方

温室効果ガスの増加による気候変動問題や、世界的に拡大する消費活動によって引き起こされた海洋ごみ問題など、地球規模の環境問題は依然として深刻な状態にあります。

このような気候変動問題に対して、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」を実現

するためにも、限られた資源を有効に使い、環境負荷を少しでも低減するライフスタイルを構築することは必要不可欠です。一般廃棄物処理に関してSDGsが掲げる達成すべきターゲットの中にも、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用による廃棄物発生的大幅削減、環境への悪影響の軽減があります。

また、令和2年は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、社会を一変させた年として人々に記憶される年となりました。今や、「新しい生活様式」の在り方を模索していくことが人類共通の課題となっています。

このような中で、本市は、市民・事業者・行政が一体となっごみの4Rに取り組むことにより、「新しい生活様式」に対応した持続可能な「資源循環型のまちづくり」を推進していきます。そして、本市の将来環境像である「ずっと住み続けたい、人と川で彩る快適なまち」を目指していきます。

3-6 今後の具体的方針

前項の基本的考え方で示した「資源循環型のまちづくり」を推進するため、以下の3点を基本方針として各種の取組を推進し、ごみ排出量の削減やリサイクルの向上を進めていきます。



(1) 方針その1「Refuse(断る)、Reduce(減量)によるごみ発生量の抑制」

本市では、商品類の過剰包装を断るなど、市民の関心を高める取組を行い、ごみの発生量そのものを減らしていきます。志木地区衛生組合における性状分析の結果、「燃えるごみ(可燃ごみ)」の中に資源化できる紙類やプラスチック類が多く含まれていることが判明していることを踏まえ、資源物の分別排出を更に促進させつつ、燃えるごみの減量化も進めていきます。

さらに、可燃ごみの中に多く含まれている生ごみを減らしていくため、無駄のない消費生活を推進し、食品ロスを削減していきます。



(2) 方針その2「Reuse(再利用)、Recycle(資源化)による資源回収の推進」

各種資源物のリサイクルを推進し、古紙、古布、プラスチック、びん・缶、ペットボトルなどの分別回収を徹底するため、市民等による排出ルール遵守の徹底や分かりやすい分別の徹底を進めていきます。



(3) 方針その3「適正な処理・処分の推進」

排出されたごみについては、志木地区衛生組合で行われている中間処理や、埼玉県環境整備センターをはじめとした最終処分場等での処分が安定的かつ適正に行われるよう、ごみの適正排出を進めていきます。また、水銀等の有害物や爆発などの危険性のある廃棄物等の不適正排出を防止し、これらの適正排出を進めていきます。

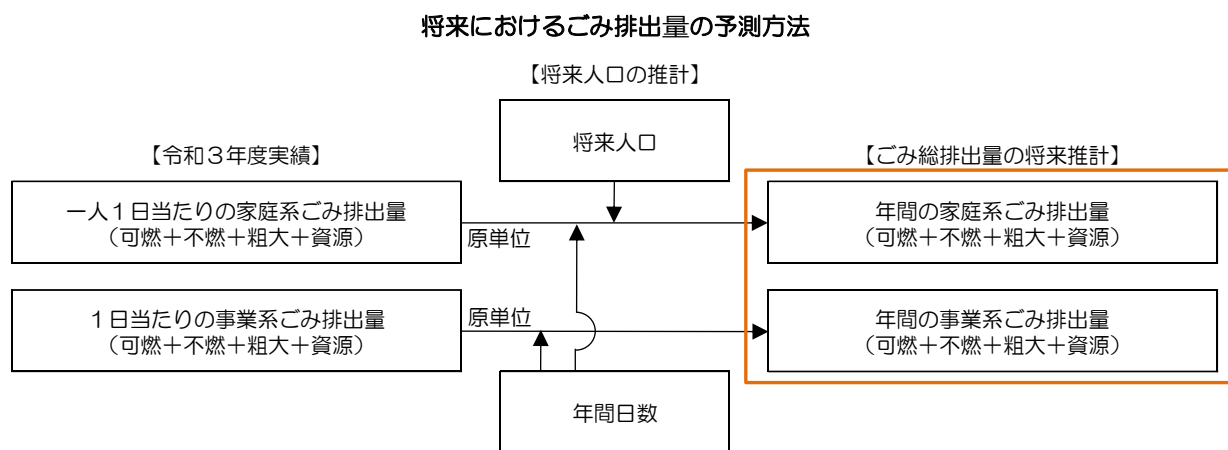
さらに、令和2年に新型コロナウイルス感染症が拡大する中、清掃・リサイクル事業における感染症対策が求められたことを踏まえ、感染のおそれのある家庭での廃棄物の保管や排出方法、収集時の安全性の確保等を進めていきます。

加えて、高齢者世帯をはじめとした市民の利便性の向上を目的とした収集サービスも促進していきます。

3-7 ごみ処理量等の予測

(1) 将来の予測方法

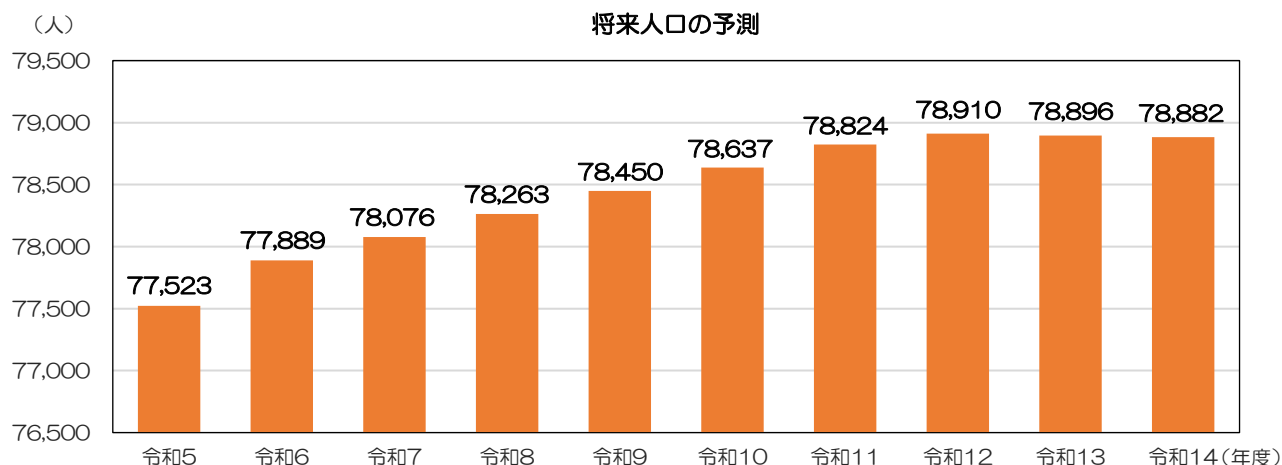
本市における家庭系ごみと事業系ごみの排出量の将来を予測する方法を下図に示しました。将来におけるごみ排出量は、令和3年度の実績値と将来人口から予測します。



(2) 人口の将来予測

本市の将来人口は、下図に示すとおり、令和12年度の78,910人でピークを迎え、その後は減少していくものと予測されます。

なお、この将来予測値は、整合性を確保する観点から、志木地区衛生組合においてトレンド推計を行った数値と同じ数値としています。



(3) 事業所数・従業員数の将来予測

市内の事業所数及び従業員数は、ほぼ横ばいで推移していくものと予測されますが、今後の動きを引き続き注視していきます。

(4) 今後これまでと同様に推移した場合のごみ量の将来予測方法

ア 家庭系ごみ量の将来予測方法

家庭系ごみは、人口の増減によりその量変動するため、令和3年度の実績を基に、「一人1日当たり」の排出量を原単位とし、各年度の「将来人口」を乗じて排出量を予測しました。また、予測には「集団回収」された資源ごみ量を含めています。

なお、使用したこの原単位は、「598 (g/人・日)」です。

イ 事業系ごみ量の将来予測方法

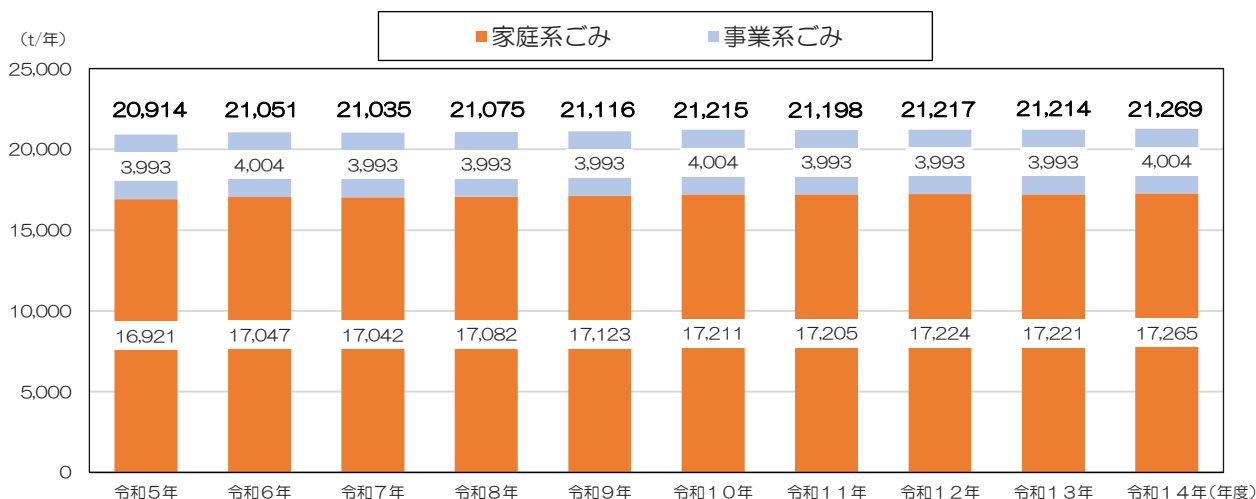
事業系ごみは、事業活動の状況によってその量変動すると考えられます。しかしながら、今後の経済動向は不透明であることから、ごみの排出量は横ばいで推移するものと予測してあります。したがって、家庭系ごみ量の場合のような予測は行わず、令和3年度の実績を基に、「1日当たり」の排出量を原単位とし、「年間日数」を乗じて排出量を予測しました。

なお、使用したこの原単位は、「10.94 (t/日)」です。

(5) 今後これまでと同様に推移した場合のごみ総排出量の将来予測

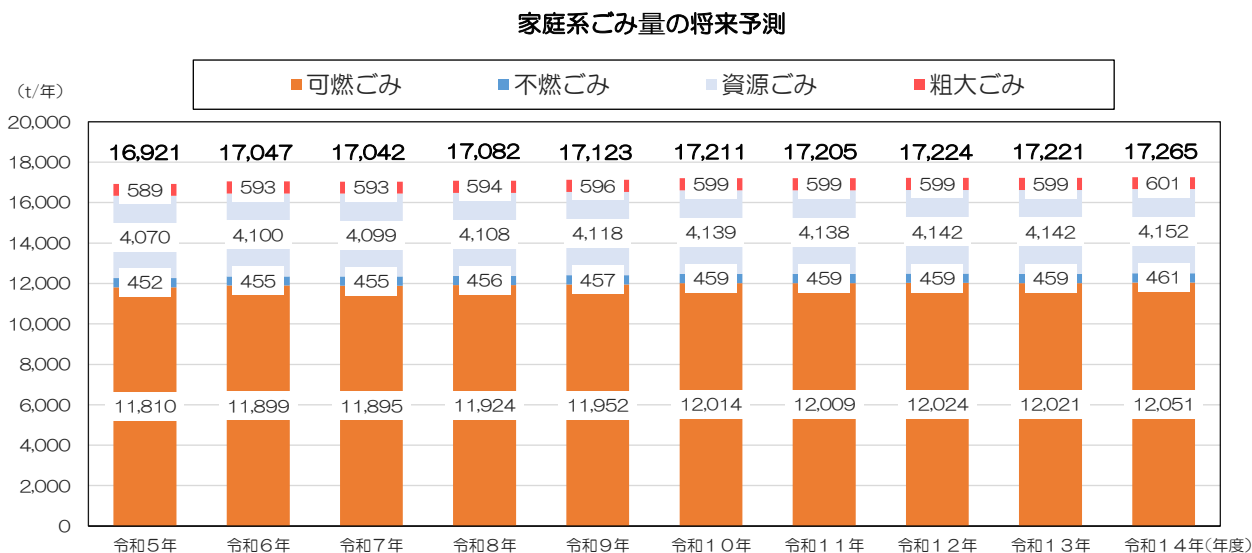
下図は、上記(4)に基づき、今後これまでと同様に推移した場合の本市の「ごみの総排出量(集団回収を含む家庭系ごみ量と事業系ごみ量の合計)」の将来予測です。基準年度である令和3年度の実績と10年後の令和14年度と比較した場合、人口の増加とともに増加を続け、令和3年度の20,735トンと比較すると、10年後には534トン(約2.6%)増加する予測となっています。

ごみ総排出量の将来予測



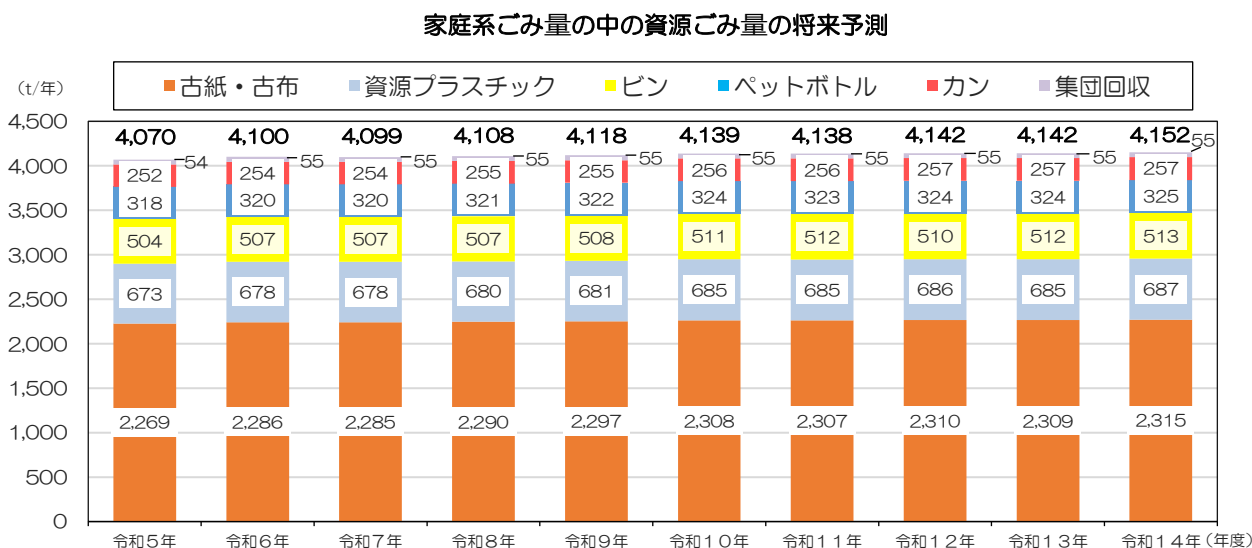
(6) 今後これまでと同様に推移した場合の「種類別」の家庭系ごみ量の将来予測

下図は、上記(4)に基づき、今後これまでと同様に推移した場合の本市における集団回収を含む家庭系ごみ量の将来予測です。基準年度である令和3年度の実績と10年後の令和14年度と比較した場合、人口の増加とともに増加を続け、令和3年度の16,742トンと比較すると、10年後には523トン(約3.1%)増加する予測となっています。



(7) 今後これまでと同様に推移した場合の家庭系ごみ量の中の資源ごみ量の将来予測

下図は、上記(4)に基づき、今後これまでと同様に推移した場合の本市における家庭系ごみ量の中の集団回収を含む資源ごみ量の将来予測です。基準年度である令和3年度の実績と10年後の令和14年度と比較した場合、人口の増加とともに増加を続け、令和3年度の4,027トンと比較すると、10年後には125トン(約3.1%)増加する予測となっています。



3-8 数値目標

(1) ごみ減量の目標値

ごみの減量の目標値については、志木地区衛生組合と連携、協力しつつ、個々の施策を積み重ねることにより達成を目指す値として設定しています。

令和3年度に同組合で策定した「一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」においては、家庭系ごみ量と事業系ごみ量ごとに、それぞれ「一人1日当たり」の削減目標値を設定しています。そして、その合計の削減目標値を令和8年度末までに620グラムとし、その内訳を、家庭系ごみ量^{※1}は493グラム（他自治体と比較等するための「資源ごみ量」と「集団回収」された資源ごみ量を除いた目標値は434グラム）、事業系ごみ量については127グラムとしています。

本市におけるごみの減量の目標値を定める際には、基本的にこの同組合の削減目標値を踏まえたいものとする必要があります。

そこで、本市では、令和14年度までの家庭系ごみ量と事業系ごみ量における「一人1日当たり」のごみ処理量に換算した目標値をそれぞれ以下のとおり設定します。

なお、同組合においては、令和8年度中に新たな「一般廃棄物処理基本計画」を策定することとされているので、本市においては、同計画に定められた新たな目標値を踏まえ、令和9年度に予定されている本市における計画の中間見直し時に、目標値の修正の要否を検討することとします。

ア 家庭系ごみ^{※2}

令和8年度末までに434グラムにするとして同組合と同じ数値を目標値とします。また、その後、令和9年度から本市の計画期間が終了する令和14年度までもこれを維持することとします。

イ 家庭系ごみの中の資源ごみ^{※3}

上記（ア）における減少率を適用し、令和8年度末までに136グラムとすることを目標値とします。また、その後、本市の計画期間が終了する令和14年度までもこれを維持することとします。

ウ 事業系ごみ

事業系ごみの一部は志木地区衛生組合に搬入されていないため、本市としてのごみの減量目標値を同組合の目標値と同じとすることはできません。したがって、本市としては、本市の計画期間が終了する令和14年度まで、令和3年度の実績である143グラムを維持することとします。

※注1

この「家庭系ごみ」については、他の自治体と比較等するために集団回収分を除いた量にしています。また、これは、環境省が毎年公表している「一般廃棄物実態調査結果」において用いられている区分に従った数値となっております。

計算式 = (可燃ごみ量 + 不燃ごみ量 + 粗大ごみ量 + 資源ごみ量) - 集団回収された資源ごみ量

※注2

この「家庭系ごみ」については、他の自治体と比較等するために資源ごみ量と集団回収分を除いた量にしています。また、これは、環境省が毎年公表している「一般廃棄物実態調査結果」において用いられている区分に従った数値となっております。

計算式 = (可燃ごみ量 + 不燃ごみ量 + 粗大ごみ量 + 資源ごみ量) - 資源ごみ量 - 集団回収された資源ごみ量

※注3

この「家庭系ごみの中の資源ごみ」については、他の自治体と比較等するために集団回収分を除いた量にしています。

(2) リサイクル率に関する目標値

リサイクル率の目標値を新たに定めるに当たり、その算定方法を本市の取組などがより明確に反映できるものとし、すなわち、リサイクル率の対象となる資源ごみの量については、①集団回収を含めた家庭系ごみと事業系ごみの中の資源ごみの量、②志木市落ち葉銀行事業において排出される市立の小・中学校及び保育園からの給食残さと一般家庭から排出される落ち葉・せん定枝の量、③小型電子機器等の回収事業の量などを合計したものと、志木地区衛生組合において中間処理され資源化されるものについては、合計値に加えないこととします。

以上の算定方法により令和3年度におけるリサイクル率の実績値を求めると約23.1%となります。これを基に、上記(1)と3-7(7)の将来推計値を踏まえて検討した結果、リサイクル率の目標値は、令和8年度末までに25.0%としました。また、その後、令和9年度から本市の計画期間が終了する令和14年度までもこれを維持することとします。

なお、志木地区衛生組合における資源化量についても別途把握等してまいります。

一人1日当たりの量及び率の目標値

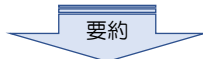
項目	令和3年度 (基準年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度 (中間年度)	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度 (目標年度)
家庭系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)量 (g/人・日)	454	446	442	438	434	434	434	434	434	434	434
資源ごみ(集団回収を除く)量 (g/人・日)	142	140	138	137	136	136	136	136	136	136	136
合計	596	586	580	575	570	570	570	570	570	570	570
事業系ごみ量 (g/人・日)	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143
リサイクル率 (%)	23.1	24.0	24.0	24.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

※本表の「家庭系ごみ」は、環境省が毎年公表している「一般廃棄物実態調査結果」において用いられている区分に従った数値となっており、計算式で表すと次のようになります。

$$\text{計算式} = (\text{可燃ごみ量} + \text{不燃ごみ量} + \text{粗大ごみ量} + \text{資源ごみ量}) - \text{資源ごみ量} - \text{集団回収された資源ごみ量}$$

※本表の「合計」は、環境省が毎年公表している「一般廃棄物実態調査結果」において用いられている区分に従った数値となっており、計算式で表すと次のようになります。

$$\text{計算式} = (\text{可燃ごみ量} + \text{不燃ごみ量} + \text{粗大ごみ量} + \text{資源ごみ量}) - \text{集団回収された資源ごみ量}$$



項目	令和3年度 (基準年度)	増減値	令和14年度 (目標年度)
家庭系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)量 (g/人・日)	454	▲20 (▲4.4%)	434
家庭系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ (集団回収を除く))量 (g/人・日)	596	▲26 (▲4.4%)	570
事業系ごみ量 (g/人・日)	143	0 (-)	143
リサイクル率 (%)	23.1	1.9	25.0

3-9 今後の取組

本市におけるごみの処理に当たっては、本市の条例に基づく「志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会」や「志木市環境審議会」からの諮問や提言等を反映させつつ、以下の施策を講じていきます。



(1) ごみの発生を抑制するための施策

- ア 可燃ごみの減量化は、ごみ焼却施設の負担を軽減するためにも重要なことです。そこで、民間企業と連携しつつ市立の小・中学校及び保育園の給食残さと一般家庭から出た落ち葉・せん定枝を活用して堆肥を作成する「志木市落ち葉銀行」事業を更に推進していきます。また、広報紙やホームページを通じて「食品ロス削減」を促進させる情報発信を行っていきます。
- イ 本市が民間企業等と「食品等の寄贈に関する協定」を締結して実施している「フードバンク」事業の一層の充実に努めていきます。これは、「食品ロス削減」に加え、生活に困っている方への支援としてその役割の重要性が高まっています。
- ウ 可燃ごみの性状分析の結果、可燃ごみの中に資源化できるプラスチック類及び紙類が多く含まれていることから、「資源物の分別排出」を促進するため、広報紙やホームページを通じて広く市民に啓発していきます。
- エ 記載内容に工夫を凝らしたごみ削減に関するリーフレット等を作成し、市民の皆様への配付を検討します。そのことにより、ごみを減量化することの重要性について理解を深めていただきます。
- オ 環境に対する市民の意識を向上させるため、引き続き環境講座を通じて環境教育を進めつつ、次世代を担う環境リーダーを育成していきます。
- カ 国が一般廃棄物処理の有料化の目的として示している「一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平性」等の観点を踏まえ、引き続き本市における家庭系ごみの有料化の要否について調査・研究をしていきます。
- キ 資源循環型の街づくりを目指すためには、事業系ごみの適正処理の推進も重要です。特に、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出することになる事業者（多量排出事業者）においては、一般廃棄物の減量とその再生利用を更に進める必要があります。そこで、本市においては、「志木市廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理等に関する条例」に基づき、「一般廃棄物管理責任者」の選任や「一般廃棄物減量化等計画書」の提出を求め、事業系ごみの適正排出と資源化を促進していきます。
- ク 埼玉県が実施している「事業系ごみ削減キャンペーン」に積極的に協力していきます。また、排出事業者に対する同キャンペーンのリーフレット等の配布を一般廃棄物収集運搬事業者に依頼することにより、ごみの減量化と資源化の相乗効果を図っていきます。

(2) 資源回収等の推進



- ア 各種資源物のリサイクルを推進し、ペットボトル、ビン・カン、古紙、古布、プラスチック

などの分別回収を徹底するため、リーフレット、広報紙やホームページを通じて市民等に排出ルールへの励行や分かりやすい分別方法の啓発を行っていきます。

イ 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく認定事業者である民間企業と資源の有効活用の促進のため、「使用済小型電子機器等の再資源化に関する連携協定」を締結して、「宅配による小型家電の回収事業」を開始しました。今後も、市民の利便性の向上に取り組みつつ、リサイクルの意識向上にも努めていきます。

ウ リユース（再利用）も資源の有効利用につながるとの観点から、「暮らしのキャッチボール（志木市余剰品登録制度）」を活用して、一般家庭における余剰品のうちリユースできるものの情報を収集し、広報紙やホームページを通じて市民に提供していきます。

また、市民のリユースに関する意識の向上を図りつつ、民間企業との連携を視野に入れた施策も検討していきます。

エ リサイクルを推進するに当たっては、市民や事業者個々が従来のライフスタイルなどを適宜見直すことが重要です。そこで、各種情報の発信の拠点ともなっている志木地区衛生組合の「リサイクルプラザ利彩館」をはじめ、そこで行われる「リプラ祭」などのイベントについて、広報紙やホームページを通じて情報発信していきます。



(3) 適正分別・適正排出の徹底

ア 「志木市川と街をきれいにする運動推進協議会」の主催で行われている「親と子の市内まるごとクリーン作戦」と連携し、引き続き環境美化活動を進めていきます。そして、市民の環境への関心を高めつつ清潔で快適な生活環境を確保し、美しい街を将来の世代に引き継いでいきます。

イ 市民や企業などが、市内の道路や公園などの公共の場所を「養子」に見立てて環境美化活動を行う「クリーンボランティア（アダプト・システム）」制度を引き続き進めつつ、市民の環境への関心を高めていきます。

ウ 分別ルールの徹底や排出マナーの遵守について、広報紙やホームページを通じて促していきます。

また、曜日違いのほか、粗大ごみや金属・陶器・ガラスごみ等を可燃ごみに混入するなどの不適正排出者に対しては、適正な排出をするようきめ細やかな呼び掛けを行っていきます。同時に、ごみ分別指導員によるパトロールなどにより、不適正排出や不法投棄の防止に努めていきます。

エ 小型充電式電池（ニカド、ニッケル水素及びリチウムイオン電池）に関しては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、製造事業者及び輸入販売事業者が回収してリサイクルすることが義務付けられました。そこで本市では、同充電式電池を回収協力店に持ち込む必要があることについて、広報紙やホームページを通じて周知していきます。

また、感染症のおそれのある使用済注射針等については、医療機関等に持ち込む必要があることについても同様に周知していきます。

オ 外国人の方にも正しいごみの収集曜日や分別方法を理解していただくため、スマートフォンで確認できるアプリやリーフレット等の導入の可否を検討するなど、誰もが快適に生活できる環境づくりに努めていきます。

カ 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、清掃・リサイクル事業における感染症対策の必要性が求められました。このことを踏まえ、感染のおそれのある家庭における廃棄物の保管や排出方法、収集時の安全性の確保等について、志木地区衛生組合と連携しながら、市民等に啓発していきます。

キ 地震等により発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、「志木市災害廃棄物処理計画」に基づき、国や埼玉県、志木地区衛生組合、周辺自治体、さらに関係機関と協力・連携しつつ、必要な体制を整備していきます。



(4) きめ細やかな収集体制の構築

ア ごみ出しが困難な高齢者世帯等への戸別訪問収集事業により、世帯の実情に即したきめ細やかな収集サービスの提供を引き続き行うとともに、今後もより一層収集サービスの充実を検討していきます。また、福祉関係機関と連携しながら利用者の安否確認を行い、利用者との「顔の見える関係」づくりを推進していきます。

イ 市内に新しく「志木市粗大ごみ等受付センター」を設け、令和4年7月1日からインターネットによる「受付専用システム」も利用できるようにしました。市民のごみ出しに係る利便性の向上のため、インターネットによる粗大ごみ等の「受付専用システム」の整備を更に進めていきます。

ウ 本市は、民間企業と包括連携協定を締結し、その中で「志木市粗大ごみ処理手数料納付券」を同企業の全国の店舗で購入できるようにしました。今後も、市民の利便性の拡充を推進していきます。

エ 家庭系ごみの収集運搬委託事業者との定期的な会議を通じて、連携体制を強化するとともに、より一層収集サービスの充実を図っていきます。



(5) 一般廃棄物処理施設（中間処理施設）における施策

市内において排出される家庭系ごみや事業系ごみについては、志木地区衛生組合において中間処理されています。そして、その施策については同組合の「一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」に定められていますので、その概要を以下に示します。

ア 適正な施設の維持管理関連

志木地区衛生組合では、富士見環境センターのごみ焼却施設の設備・機器類を更新するとともに、その後も定期的な補修や点検に努めることにより、施設の適正な運営と維持管理を行っていきます。

また、当面施設の更新計画がない新座環境センター（東工場）及び新座環境センター（西工場）のごみ焼却施設、粗大ごみ・ビン処理施設及びプラスチック分別処理施設については、定期的な点検や適時適切な補修に努め、適正な運営と維持管理を行っていきます。

イ 市民及び事業者の意識の啓発関連

ごみを減量し、リサイクルを推進するためには、従来のライフスタイルや経済システムの見直しに向けた市民や事業者の意識の啓発が重要です。そこで、志木地区衛生組合においては、それらの意識の啓発と関連する情報発信の拠点としてリサイクルプラザ利彩館の活用を推進するほか、広報紙やホームページを通じて周知していきます。

ウ 環境教育・環境学習関連

志木地区衛生組合では、ごみの減量とリサイクルへの関心を高め、各種取組の動機付けを図るため、今後ともごみ処理施設見学会などのイベントを継続して開催していきます。また、構成市や町内会等と連携して環境学習講座などを行い、ごみ処理の現状と課題を周知し、ごみの減量に関する意識の啓発を行っていきます。

エ 資源回収関連

志木地区衛生組合の粗大ごみ処理施設等においては、引き続き金属類等の資源物を選別・回収し、また、ごみ焼却施設においては可燃ごみから古紙を回収し、資源の回収を推進していきます。

オ 有機性廃棄物資源化の検討関連

志木地区衛生組合では、生ごみやせん定枝、刈草等の有機性廃棄物を資源化する各種の取組やリサイクル技術の動向等に関する情報を収集・整理するほか、民間事業者の動向も注視しながら、ごみの資源化の可能性について検討を続けていきます。

カ 環境管理関連

志木地区衛生組合では、焼却施設に適用される環境基準等の管理を徹底していきます。また、同組合所管の富士見環境センターにおいては、基幹的設備改良工事等を進める中で高効率機器の導入やインバータ化等を行い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を削減するなど、環境負荷の低減に努めていきます。

キ 最終処分量の削減関連

志木地区衛生組合では、ごみの排出抑制、資源化、適正な中間処理などにより、焼却残さ（焼却灰と集じん灰）や不燃残さの最終処分量を削減し、環境負荷の低減とごみ処理経費の削減に努めていきます。

第4章 生活排水の処理

4-1 生活排水処理の現状

本市から排出されるし尿、汚泥及び生活排水の処理形態は、次のとおりです。

(1) 公共下水道による処理

公共下水道を利用している世帯等のし尿と生活排水は、共に公共下水道へ排水された後、埼玉県荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターにおいて処理され、その後新河岸川に放流されています。

なお、令和3年度における本市の事業認可面積に対する下水道整備率は95.3%であり、下水道処理人口普及率は99.6%となっています。

(2) 合併処理浄化槽による処理

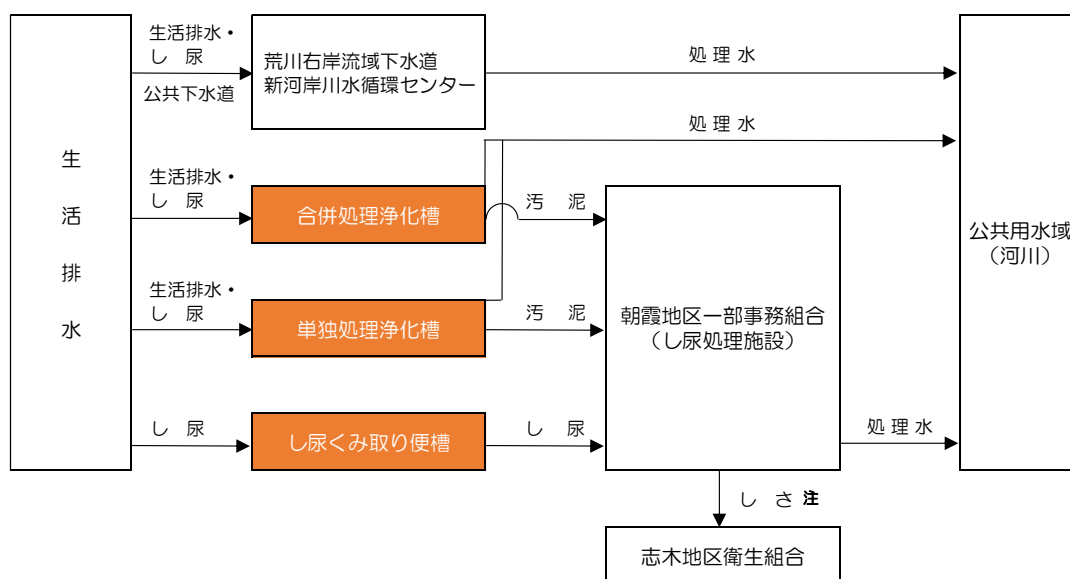
合併処理浄化槽を利用している世帯等のし尿と生活排水は、共に合併処理浄化槽で処理されます。その後、その処理水については公共用水域へ放流されます。一方、汚泥については、許可事業者により収集運搬された後、朝霞地区一部事務組合のし尿処理施設で処理されています。

(3) 単独処理浄化槽及びし尿くみ取り便槽による処理

単独処理浄化槽を利用している世帯等のし尿は、同浄化槽において処理された後、処理水については公共用水域へ放流されます。また、その汚泥及びし尿くみ取り便槽のし尿については、許可事業者によって収集運搬された後、朝霞地区一部事務組合において処理されています。

一方、生活排水は、単独処理浄化槽やし尿くみ取り便槽では処理できないため、公共用水域へ放流されています。

上記(1)から(3)のイメージ図



※注

「しさ」とは、し尿に混入している髪の毛、紙、食べ物の残り、繊維類、ビニール類等のことです。

(4) 朝霞地区一部事務組合の概要

朝霞地区一部事務組合のし尿処理施設については以前から老朽化が課題であった中、平成 28 年 7 月に更新工事に着手し、平成 30 年 7 月に新しい施設が完成しました。同施設は今後の処理量の減少を見込み、経済的かつ効率的な処理をコンセプトに設計されています。

朝霞地区一部事務組合の概要

項目			
所在地	朝霞市大字根岸770番地	処理方式	前処理・希釈下水道放流方式
面積	2,133.61㎡	処理能力	1日38kl
構造	鉄筋コンクリート造	設置年月	平成30年7月
階数	地上二階・地下一階	処理水放流先	朝霞市公共下水道
延べ面積	717.64㎡	—	—

※令和4年9月現在

(5) 浄化槽及び汲み取りに係る処理量等

下表は、過去5年間における本市の浄化槽とし尿の処理量と世帯数です。

浄化槽及び汲み取りに係る処理量等

【浄化槽】					
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
汚泥量 (㎡)	767	864	736	819	665
汚泥処理世帯数 (世帯)	520	498	485	463	444

【し尿】					
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
汲み取り量 (kl)	150	80	85	67	61
汲み取り世帯数 (世帯)	104	67	61	54	50

4-2 今後に向けての基本的考え方

都市化の進展やライフスタイルの変化に伴って生じた生活排水による河川の水質汚濁は、下水道の普及によって改善が進んでいます。しかしながら、一層快適な水環境を求めていくためには、引き続き水質改善に努めていく必要があります。

また、河川の汚濁防止、公共用の水質の保全、そして生活環境の更なる改善を進めるため、今後とも単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

4-3 今後の具体的方針



本市は、朝霞地区一部事務組合（し尿処理事務等を共同処理する、朝霞市、和光市、新座市及び志木市の4市で構成する一部事務組合）と連携しつつ、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

4-4 今後の取組



埼玉県では、埼玉県生活排水処理施設整備構想により、令和7年度に生活排水処理人口普及率を100%とすることを目指していることから、本市においても整備に努めていきます。

この生活排水処理については、将来的には公共下水道と合併処理浄化槽により処理することとされていることから、今後も市民に対して生活排水処理の必要性や重要性について、広報紙やホームページを通じて周知していきます。

また、浄化槽等の機能を維持するためには、定期的な保守点検、清掃及び定期検査が必要です。これらが確実に行われるように、浄化槽等管理者に対する適切な指導を行います。

第5章 基本計画の推進

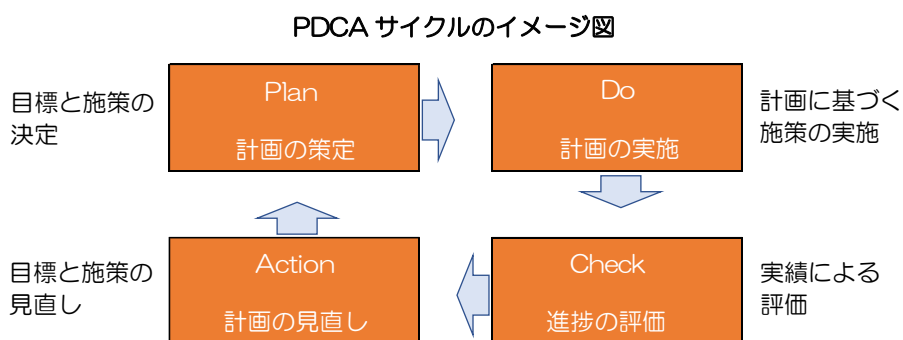
5-1 推進体制

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会を設置することができることとなっています。そして、本市ではこれを受けて、条例により「志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会」を設置しています。また、「環境基本法」では、市町村の区域における環境保全に関して、基本的事項の調査審議等をするための審議会を設置することができることとされており、これを受けて、本市では条例により「志木市環境審議会」を設置しています。本市では、これら審議会からのごみ減量及び資源化等に関する答申や提言を受け、それを本市の施策に反映していきます。

5-2 計画の進行管理

本市においては、この「一般廃棄物処理基本計画」を適切に推進していくために、毎年度、計画目標に定めたごみの排出量やリサイクル率などと実績を比べるなどして、廃棄物をめぐる状況と施策の進行状況などを把握し、進行管理を行っていきます。

また、本計画の実施に当たっては、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）及び Action（見直し）のPDCA サイクルの考え方により、計画の点検、評価及び見直しを継続的に行い、適切に行っていきます。そして、「志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会」や「志木市環境審議会」からの答申や提言等を本市の施策及び本計画に反映させつつ、新たな施策についても検討を続けていきます。



5-3 役割分担と連携体制

この「一般廃棄物処理基本計画」を推進するためには、市民、事業者、本市の3者がそれぞれの役割を果たすことが重要です。その上で、相互の連携・協働体制を強化することで、持続可能な資源循環型の街づくりを推進していきます。

(1) 市民の役割

市民の役割としては、市民一人一人が資源を大事に使い、4Rを積極的に実践していくことです。例えば、食料品は必要な分だけ購入して使い切るなどして食品ロスの削減に取り組み、また、資源物は本市が行っている分別収集、地域で行っている集団回収、スーパーマーケット等が行っている店頭回収を利用することです。さらには、できるだけ繰り返し使えるリターナブル容器を利用するとともに、過剰包装は断るなど、環境に配慮した行動が求められます。

(2) 事業者の役割

事業者の役割としては、事業活動で排出するごみの減量（リデュース）に努め、自ら適正に処理・処分し、資源の有効活用を進めることです。また、従業員に対しては、ごみの減量や分別、適正な処理を働き掛けることが求められます。

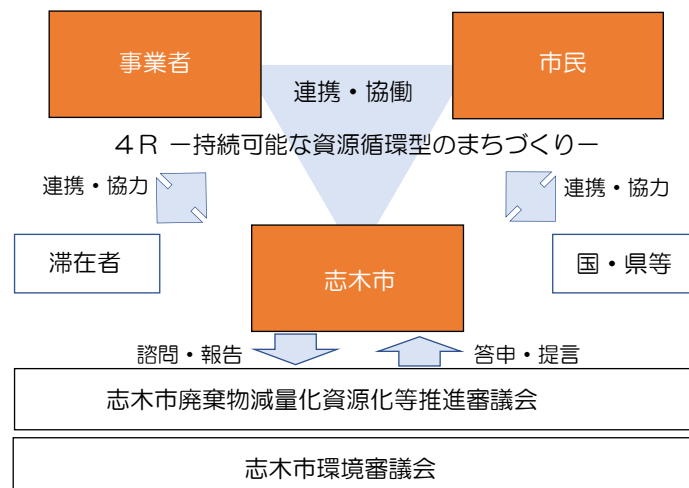
例えば、小売業においてはレジ袋や過剰包装を削減し、飲食業においては食材の有効活用と適正管理に努め、食べ残し等による食品ロスを削減するよう努めます。また、全ての事業者は、事業活動を進めていく上で、資源循環型の街づくりを目指すために環境に配慮することが求められます。

(3) 行政の役割

本市は、資源循環型の街づくりを目指し、「志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会」や「志木市環境審議会」からの答申や提言等を施策に反映させていきます。同時に、4Rに取り組みやすい仕組みづくりに努め、ごみの減量・分別排出や食品ロス削減、そして水質改善についての啓発活動を推進していきます。また、排出されたごみについては、できる限り資源化するとともに、適正に処理・処分します。一方、市民や事業者に対し、広報紙、ホームページ、イベントなどの機会を通して、持続可能な資源循環型の街づくりのために必要な情報を発信していきます。

「一般廃棄物処理基本計画」を推進するためには、市民、事業者、本市の3者がそれぞれの役割を果たすことが重要です。その上で、相互の連携・協働体制を強化することで、持続可能な資源循環型の街づくりを目指していきます。

上記(1)から(3)のイメージ図



資 料

資料1	関連する法律の概要	42
資料2	策定経過	46
資料3	志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会委員名簿	46
資料4	志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会条例	47

資料1 関連する法律の概要

本計画の中で引用するなどした法律の概要は以下のとおりです。

■ 環境基本法

環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律で、環境に関する全ての法律の最上位に位置します。環境の保全について基本理念を示し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたものであり、平成5年11月19日に公布、施行されました。

また、この法律の目的は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献すること、とされています。

■ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)

持続的発展が可能な循環型社会を実現していくためには、国民一人一人の行動を環境負荷の少ないものへと変えていく必要があり、環境に優しい物品の購入促進もそのための手段となります。そこで、国等の公的機関が率先して環境に優しい物品などの調達を推進するため、平成12年5月31日に公布、平成13年4月に施行されました。

この法律により、再生紙や低公害車といった環境に優しい物品などを国等の公的機関が率先して購入するとともに、これらの物品などに関する情報提供の推進を通じて、我が国全体の需要構造が環境保全型に転換されていくことが期待されています。

■ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、平成12年5月31日に公布、平成14年5月に施行されました。この法律では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む））、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。

■ 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

廃棄物・リサイクル対策の方向性として、1R（リサイクル）から3R（リデュース、リユース、リサイクル）への取組強化を図るため、平成12年5月31日に「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」が改正され、名称が「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改められ、平成13年4月1日に施行されました。製品対策として、①省資源化・長寿命化による廃棄物の発生抑制、②部品等の再使用、③事業者による回収・リサイクルの推進を行うことを事業者が義務付ける「指定再資源化製品制度」が盛り込まれました。

■ 循環型社会形成推進基本法(循環基本法)

循環型社会を形成するための国の政策、制度等に関する基本的指針を定めた基本法で、平成12年6月2日公布され、平成13年1月に施行されました。事業者・国民の「排出者責任」を明確化し、また、製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任（EPR）」を一般原則として盛り込みました。さらに、廃棄物の最終処分量を削減するため、①廃棄物の「発生抑制（Reduce:リデュース）」、②使用済み製品をそのまま使う「再使用（Reuse:リユース）」、③使用済み製品を原材料として利用する「再生利用（Recycle:リサイクル）」、④廃棄物を燃焼して得た熱を利用する「熱回収」、⑤廃棄物の「適正処分」していくことを定めています。

■ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、平成24年8月10日に公布、平成25年4月1日に施行されました。この法律は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的としたものです。

■ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

自動車メーカーを含め自動車のリサイクルに携わる関係者が適正な役割を担うことで、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うことを目的とした法律であり、平成14年7月12日に公布、平成17年1月に施行されました。

この法律では、自動車が使用済みとなった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ及びシュレッダーダストを取り除き、リサイクルなどを適正に行うことを事業者に義務付けています。

■ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

食品循環資源（食品廃棄物等のうち有用なもの）の再生利用や、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量について定めた法律であり、平成12年6月7日に公布され、平成13年5月に施行されました。この法律では、①事業者及び消費者の責務として、食品廃棄物の発生の抑制、再生利用による製品の利用促進、②食品関連事業者による食品廃棄物の発生の抑制、減量、再生利用、③食品関連事業者等の食品循環資源の再生利用への取組を促進するための「登録再生利用事業者制度」、「再生利用事業計画の認定制度」等の制度などが定められています。

■ 食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としたもので、令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日に施行されました。この法律は食品の売れ残りや食べ残し、あるいは食品の製造工程で大量に発生している食品廃棄物に関して発生抑制と減量化を行い、最終的に処分する量を減少させることを目的としています。

また、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものとして、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2（2020）年3月31日に閣議決定されました。

■ 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)

国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律です。国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための事項が規定されており、平成10年10月9日公布され、平成11年4月8日に施行されました。社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

■ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

家庭から排出されるエアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目をメーカーが有料で回収し、リサイクルすることを義務付ける法律で、平成10年6月5日に公布、平成13年4月1日に施行されました。関係者の役割として、①製造事業者及び輸入事業者は指定した引取場所において、自ら製造等した対象機器の廃棄物を引き取り、再商品化をすること、②小売事業者は自ら過去に小売販売した対象機器の廃棄物や、小売販売に際し同種の対象機器の廃棄物の引取りを求められたときは引取りを行い、引き取った対象機器は製造事業者等（明らかでない場合は指定法人）に引き渡すこと、③消費者は対象機器の廃棄物を適切に引き渡し、収集・再商品化等に関する料金の支払いに応じること、④市町村は収集した対象機器の廃棄物を製造事業者等又は指定法人に引き渡すことができること（自ら再商品化等を行うことも可能）、が規定されています。

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

廃棄物の排出抑制と廃棄物の適正処理に努め、生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。昭和45年に成立したこの法律は、その後頻りに改正され、規制が強化されています。平成22年の法改正では、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、マニフェスト制度の強化、廃棄物処理施設への定期検査制度の導入、廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置の強化、廃棄物の不法投棄等に関する罰則の強化などが行われました。

■ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律(容器包装リサイクル法)

家庭ごみなどの一般廃棄物の中で容器・包装ごみが占める割合は、容積比で6割、重量比で2～3割にも達しています。そこで、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集をする、事業者は一定の条件の下で分別収集された容器包装を再商品化する、という新しい役割分担によるリサイクルシステムを作り上げるために、平成7年6月16日に公布され、同年12月15日から平成12年4月1日までに順次施行されました。

再商品化（リサイクル）の義務は、容器包装を利用した中身メーカー、容器包装を生産・販売した容器包装メーカーなどの事業者課せられ、平成9年4月から無色ガラスびん・茶色ガラスび

ん・その他ガラスびん・ペットボトルを分別収集及び再商品化の対象に、スチール缶・アルミ缶・飲料用紙パックは分別収集のみの対象として実施されました。その後、平成12年4月から、飲料用紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装を分別収集及び再商品化の対象に、段ボールを分別収集の対象にし、平成13年4月からはプラスチック製及び紙製容器包装の識別表示の義務化が実施されています。

資料2 策定経過

本計画の策定経過は以下のとおりです。

開催日	内容
令和4年 5月23日（月）	一般廃棄物処理基本計画策定の事前協議
令和4年 7月27日（水）	志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会への諮問
	一般廃棄物処理基本計画（素案）の審議
令和4年 9月30日（金）	一般廃棄物処理基本計画（素案）の審議
令和4年12月 9日（金）から	意見公募
令和5年 1月 7日（土）まで	
令和5年 2月15日（水）	志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会からの答申

資料3 志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会委員名簿

本計画を審議した審議会委員は以下のとおりです。

（敬称略 順不同）

役職	氏名	備考
会長	大村 相哲	廃棄物処理業者及び再生事業者・
副会長	清水 賢三	識見を有する者・
委員	田中 源雄	商工業関係者・
委員	山口 秀子	関係団体を代表する者・
委員	時田 英司	関係団体を代表する者・
委員	内野 由浩	住民組織を代表する者・
委員	関根 正男	住民組織を代表する者・
委員	近藤 豊	廃棄物処理業者及び再生事業者

資料4 志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会条例

本計画を審議した審議会に関する条例は以下のとおりです。

平成5年3月30日条例第4号

志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会条例

(設置)

第1条 適正な廃棄物処理行政の施策を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項の規定に基づき、志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成19年条例29号〕

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量化資源化等に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 商工業関係者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 住民組織を代表する者
- (5) 廃棄物処理業者及び廃棄物再生事業者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部環境推進課において処理する。

一部改正〔平成6年条例1号・8年19号・11年30号・14年1号・19年38号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第1号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第19号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第30号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

志木市一般廃棄物処理基本計画 令和5年（2023年）3月

志木市市民生活部環境推進課

〒353-8501

志木市中宗岡1丁目1番1号

TEL 048-473-1111

